

一関地区広域行政組合議会会議録

平成 25 年 7 月 30 日招集
第 22 回 定例会

一関地区広域行政組合議会

目 次

日 程 表	3
審議結果	4
議事日程	6
開会及び会議宣言	8
会議録署名議員の指名（千田恭平君・橋本周一君）	9
会期の決定	9
一 般 質 問	9
☆ 勝 浦 伸 行 君	9
1. 清掃センター建設に関して	
(1) 清掃センター建設に関して必要な手続きとその期間	
2. 清掃センター跡地の利活用について	
(1) 清掃センター施設の跡地利用に関する基本的な考え方	
(2) 手負沢旧清掃センター跡地の利活用	
(3) し尿の一時貯留	
3. 一関市のごみ処理の現況について	
(1) エコセメントへの取り組み	
(2) ごみ袋の統一、ごみ袋の有料化	
☆ 那 須 茂 一 郎 君	16
1. 次期建設予定の一関清掃センターごみ焼却施設の構想について	
2. 汚染牧草を焼却しないで処理する方法はないか	
☆ 菊 地 善 孝 君	24
1. 大東清掃センターにおける汚染牧草処理への住民合意取り付けについて（第2次分）	
(1) 公害防止対策協議会の概要	
(2) 住民説明会での会場毎の主な質疑・意見	
(3) 厳しい会場が多かった経過を踏まえた今後の方針	
(4) 第2次焼却スタート時期	
☆ 岡 田 も と み 君	34
1. 所得の少ない高齢者も安心して利用できる介護制度に	
(1) 高齢者の現状（非課税世帯、要支援1・2の認定数）	
(2) 厚生労働省の社会保障審議会・介護保険部会の内容	
(3) 訪問介護の保険給付はどうなるのか。	
(4) 在宅サービスでも施設サービスでも利用料の減免制度を充実	
(5) 利用料・保険料の値上げにつながらない対策	
2. 待機者解消へ計画的な基盤整備を	
(1) 医療と介護の連携	
(2) 介護従事者に対する医療にかかわる研修の充実	
(3) 介護職員の処遇改善	

☆ 海 野 正 之 君	41
1. 放射能汚染牧草の追加焼却について、当局は施設周辺住民に理解を求めているが、当局の基本的な考え方と姿勢について伺う	
(1) これまでの経緯と、それに対する管理者としての見解	
(2) 現施設における追加焼却の必要性	
(3) 安全対策及び健康不安への対策として、特に最終処分地である東山清掃センターの現状と今後の対応	
(4) 周辺地域住民の理解を求めるための対応	
(5) 別の処理方法の継続的検討	
認 第 1 号 専決処分について	47
認 第 2 号 平成24年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について	48
認 第 3 号 平成24年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	48
議案第 8 号 一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	59
議案第 9 号 平成25年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）	60
議案第10号 平成25年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	60

第 22 回 定 例 会 日 程 表

平成25年 7 月 30 日

日 次	月 日	曜 日	開議時間	会 議 別	議 事
1	7 月 30 日	火	午前 10 時	本 会 議	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 一般質問 議案審議

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
認 第 1 号	専決処分について	7月30日	承 認
認 第 2 号	平成24年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について	7月30日	認 定
認 第 3 号	平成24年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	7月30日	認 定
議案第 8 号	一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	7月30日	原案可決
議案第 9 号	平成25年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）	7月30日	原案可決
議案第 10号	平成25年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）	7月30日	原案可決

受理した議案

- 認 第 1 号 専決処分について
- 認 第 2 号 平成24年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認 第 3 号 平成24年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 号 一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 平成25年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第10号 平成25年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議 事 日 程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		一般質問
日程第 4	認 第 1 号	専決処分について
日程第 5	認 第 2 号	平成24年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	認 第 3 号	平成24年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	議案第 8 号	一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第 9 号	平成25年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 10号	平成25年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

平成25年 7 月30日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 平成25年 7 月23日
告示番号 第18号
招集日時 平成25年 7 月30日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（18名）

1 番	大 内 政 照 君	2 番	岡 田 もとみ 君	3 番	勝 浦 伸 行 君
4 番	岩 渕 善 朗 君	5 番	佐 藤 雅 子 君	6 番	沼 倉 憲 二 君
7 番	千 田 恭 平 君	8 番	菊 地 善 孝 君	9 番	海 野 正 之 君
1 0 番	千 葉 満 君	1 1 番	橋 本 周 一 君	1 2 番	那 須 茂一郎 君
1 3 番	佐々木 清 志 君	1 4 番	菅 原 巧 君	1 5 番	武 田 ユキ子 君
1 6 番	阿 部 孝 志 君	1 7 番	阿 部 正 人 君	1 8 番	岩 渕 一 司 君

欠席議員（0名）

職務のため出席した職員

議会事務局長	村 上 和 広	議会事務局議事係長	中 村 由美子
--------	---------	-----------	---------

説明のため出席した者

管理者	勝 部 修 君	副管理者	菅 原 正 義 君
副管理者	田 代 善 久 君	広域行政組合事務局長	佐 藤 好 彦 君
介護保険担当参事	佐 藤 和威治 君	環境衛生担当参事	小野寺 正 英 君
広域行政組合事務局次長 兼 介 護 保 険 課 長	昆 野 雅 志 君	一関清掃センター所長	千 葉 憲 明 君
大東清掃センター所長兼 川崎清掃センター所長	菊 池 覚 君	環境衛生主幹	青 山 モト子 君
介護福祉主幹	千 葉 幸 一 君	会計管理者	金 今 寿 信 君
監査委員	小野寺 興 輝 君	監査委員事務局長	阿 部 和 子 君

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

第22回広域行政組合議会定例会

平成25年 7 月30日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議 長（岩渕一司君） ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達していますので、平成25年 7 月23日一関地区広域行政組合告示第18号をもって招集の、第22回一関地区広域行政組合定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般のご報告を申し上げます。

受理した案件は、管理者提案 6 件です。

次に、勝浦伸行君ほか 4 名から一般質問の通告があり、管理者に回付しました。

次に、岩渕善朗君から議案に対する質疑通告があり、管理者に回付しました。

次に、小野寺監査委員ほか 1 名から提出の監査報告書 5 件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付していますので、これによりご了承願います。

次に、議員派遣の決定をし、実施したものを、議員派遣報告書としてお手元に配付していますので、これによりご了承願います。

議 長（岩渕一司君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議 長（岩渕一司君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可していますので、ご了承願います。

議 長（岩渕一司君） 人事紹介について、管理者から申し出がありますので、この際、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 平成25年度人事異動による議会出席幹部職員をご紹介します。

環境衛生担当参事、小野寺正英であります。

（環境衛生担当参事、あいさつ）

介護保険担当参事、佐藤和威治であります。

（介護保険担当参事、あいさつ）

事務局次長兼介護保険課長、昆野雅志であります。

（事務局次長兼介護保険課長、あいさつ）

一関清掃センター所長、千葉憲明であります。

（一関清掃センター所長、あいさつ）

大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長、菊池覚であります。

（大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長、あいさつ）

次に、会計管理者をご紹介します。

会計管理者の金今寿信であります。

（会計管理者、あいさつ）

以上で紹介を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長（岩渕一司君） 次に、議会事務局の職員を紹介します。

議会事務局長の村上和広であります。

(議会事務局長、あいさつ)

主任主事の伊藤香織であります。

(主任主事、あいさつ)

主事の森真弓であります。

(主事、あいさつ)

以上で人事紹介を終わります。

議長(岩渕一司君) これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議長(岩渕一司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

7番 千 田 恭 平 君

11番 橋 本 周 一 君

を指名します。

議長(岩渕一司君) 日程第2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(岩渕一司君) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

議長(岩渕一司君) 日程第3、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁に当たりましては簡潔明瞭にお願いします。

一括質問答弁方式を選択した場合は回数は3回以内、一問一答方式を選択した場合は回数の制限は設けませんが、時間は60分以内としますので、ご留意願います。

勝浦伸行君の質問を許します。

勝浦伸行君の質問は一問一答方式です。

3番、勝浦伸行君。

3 番(勝浦伸行君) 一関市議会の勝浦伸行です。

議長より発言の許可をいただきましたので、先に通告しておりますとおり、衛生処理事業に関して3項目について管理者にお伺いいたします。

質問に入る前に、先週末の豪雨により大変大きな被害が出ました。被害を受けました皆様方に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧が行われ、平常の生活を取り戻せるよう願いますとともに、昼夜を問わず復旧にご尽力いただいた皆様方に対しまして、敬意と感謝を申し上げます。

それでは質問に入ります。

最初に、新一関清掃センターの建設に関して伺います。

この問題に関しましては、これまでの議会において多くの同僚議員より質問が行われておりますので、それを前提として伺います。

一関清掃センターは建設後32年が経過し、その老朽化は著しく、大きなリスクを抱えての稼働が続いております。

建設に向けて一日も早く、その方向性を示さなければならないと思っております。

そこで伺いますが、この建設計画につきましては、岩手県ごみ処理広域化計画のもと進められていると思いますが、現在までの県との話し合いの内容と進捗状況、そして、これから新一関清掃センターを建設する際、一般的にどのような手順を踏み建設事業が進むのか、稼働までにどの程度の時間が必要であるか伺います。

次に、清掃センターの跡地利用に関して伺います。

私の所属する一関市議会公和会では、行政視察をして特徴的な清掃センターの視察を行ってきました。その視察の中で、行政側が進めてきた建設に関するさまざまな経過や状況を調査する限り、どの市や組合においても市民への説明に加え、特にも建設場所の住民との間においては十分な話し合いと同意のもと建設が進められてきています。私も清掃センターを有する狐禅寺地区の住民として、その取り組みや状況は把握しております。

今日は、ちょっと視点を変えて伺いますが、一関地区広域行政組合では、役割を終えた後の清掃センターの跡地の利用方法、活用方法についてどのように検討されているのか、その基本的な考え方について伺います。

関連して、一関東大橋隣接地にある旧手負沢清掃センター跡地について伺います。

この清掃センター跡地は、現在の一関清掃センターが草ヶ沢に移転後、約三十数年経過いたしますが、いまだにその跡地の処理計画が示されておりません。今後の方針について伺います。

次に、旧手負沢衛生処理場隣接地にある、民間会社が所有するし尿の一時貯留施設について伺います。

市民にはあまりなじみのない、し尿の一時処理施設の隣接市町村での許可状況と利用実績、そして、その施設の必要性について伺います。

次に、一関市でのごみ焼却灰セメント原料化について伺います。

一関市は豊富な石灰石資源に恵まれ、市民の皆さんがよくご存じのように、宮沢賢治の時代からその資源を活用してきました。約50年前には東北カイハツセメントが建設され、岩手県の発展に大きく寄与してきました。現在、このセメント工場は資源循環型社会の先頭を行く工場であり、さまざまな産業廃棄物がこの工場で処理され、エコセメントとして製品化され再利用されています。このような大変価値のある工場を有する自治体として、これまでこの分野に関してどのような取り組みをしてきたのか、そして、今後の考え方について伺います。

最後に、現在、大東清掃センター利用者と一関清掃センター利用者で別々に活用されているごみ袋の統一、そして、その後検討され则认为られるごみ袋の有料化について、どのような考え方を持っているのか伺いたいと思います。

以上、壇上よりの質問とさせていただきます。

議長（岩渕一司君） 勝浦伸行君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 勝浦伸行議員の質問にお答えいたします。

まず、一関清掃センターごみ焼却施設の建設についてであります。一関清掃センターごみ焼却施設は、稼働開始から32年余が経過しておりますが、定期的な点検整備を行いながら安定的な運転管理を行ってきております。しかし、長期の稼働による施設全体の老朽化が進行しており、新たな焼却施設の整備が喫緊の課題であると認識しております。

岩手県南ブロックにおけるごみ焼却施設のあり方につきましては、県南ブロックの4市町と2

つの一部事務組合で組織する県南地区ごみ処理広域化検討協議会において協議を進めているところであります。岩手県においても、一関・平泉地域と奥州・金ヶ崎地域それぞれにごみ焼却施設が必要との認識に至っておりますことから、県南地区ごみ処理広域化検討協議会において、県南地区に2つの焼却施設を整備するための基本構想を策定中であり、県の承認が得られ次第、一関・平泉地域のごみ焼却施設の設置について、具体的な検討を進めてまいりたいと思います。

また、今後、建設場所が決定した後、環境アセスメント及び設計等を含め、新施設の稼働までには8年程度を要するものと見込んでおります。具体的に申し上げますと、1年目は一般廃棄物処理の基本計画の策定、それから2年目には循環型社会形成推進地域計画、あるいはエネルギー回収推進施設基本構想を策定、3年目に入りますと、測量・地質調査等が入ります。4年目、5年目で環境アセスメントを実施いたします。6年目、敷地造成、あるいはここで実施設計が入ります。7年目、8年目で建設工事ということになろうかと思えます。したがって、8年程度を要するというふうに見込んでいるところであります。

次に、清掃センター施設の跡地の利活用についてでございますが、事業が終了した後、次の利用方法を決定するまでは、当面、普通財産として管理しながらいくわけでございますが、構成市町及び地元との協議の中で利活用の方法を考えてまいりたいと考えております。

次に、旧手負沢作業所跡地の利活用でございますが、この旧手負沢作業所は、平成15年4月に一関清掃センターリサイクルプラザの操業開始に伴いまして、リサイクル業務を廃止したもので、跡地は現在、普通財産として管理しているところであります。

平成20年2月から平成22年7月までは、国の発注する工事の資材置き場や、東北新幹線橋脚補強工事の掘削土の仮置き場として貸し付けた経緯がございます。また、一関市防災計画において、市内9カ所の臨時ごみ集積場の一つに指定されておりまして、東日本大震災の際には家庭ごみの一時集積場所として利用したほか、災害廃棄物の解体等に伴う瓦れき等の仮置き場として利用されました。

今後の跡地活用については、構成市町との協議や地元のご意見をいただきながら、その利活用の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、し尿の一時貯留についてでございますが、旧手負沢作業所跡地に隣接いたしまして、し尿収集業者2社がし尿の積み換え貯蔵用の一時貯留槽を設置しております。し尿については、業者が清掃センターへ直接搬入することを基本としておりますが、くみ取り依頼が多いお盆の時期、あるいは年末の時期、それから一般家庭から土日等の緊急のくみ取り依頼に対応するためには、し尿収集車に積載したままではくみ取りの需要への対応がとれないことから、一時貯留槽を使用しているものと聞いております。

円滑な取り組みを行うためには、一時貯留槽の使用は必要であると認識しているものでありますが、今後、広域行政組合としても、一時貯留槽を使用せずに済むよう、一関清掃センターし尿処理施設において、土曜日、日曜日などの緊急時の搬入に対応することを検討してまいりたいと考えております。

次に、焼却灰の利活用についてであります。一関清掃センターごみ焼却施設から排出される焼却灰につきましては、現在、重金属等の漏洩防止のためキレート処理を行い、舞川清掃センターに安定的に埋め立て処理を行っております。焼却灰をセメントの原料とすることは、埋却処分量の減少につながり、最終処分場の延命化にも役立つものと考えております。しかしながら、焼却灰をセメント原料として利用するためには、焼却灰の塩分を除去する必要があると思いますが、現

在の一関清掃センターごみ焼却施設では、この塩分を除去する装置を設置しておりませんことから、焼却灰をセメント原料として利用できない状況にあります。

今後、新しいごみ焼却施設の整備を検討する中で、焼却灰のセメント原料化への対応についても検討してまいりたいと考えております。

次に、ごみ袋の統一についてでございますが、現在、組合が指定しておりますごみ袋は、旧一関地方衛生組合と、それから旧東磐井環境組合がそれぞれ定めていた規格に基づいたものとしていることから、一関清掃センター管内と大東清掃センター管内では異なるごみ袋となっております。

組合では、平成19年6月から平成21年6月までの間に、一関地区広域行政組合廃棄物処理懇話会を4回開催いたしまして、住民代表、商工業関係者、公衆衛生連合会会員、知識経験者、関係市町の廃棄物処理担当課長による協議を行ってきたところでございますが、従前の使い慣れたごみ袋を使用したいといった意見もあり、ごみ袋の統一についての意見集約には至らなかったところであります。

このごみ袋の統一につきましては、一関清掃センターと大東清掃センターでごみの分別方法と収集方法に違いがありますことから、さらに検討をしてまいりたいと考えております。

家庭ごみ処理の有料化についてのお尋ねがございましたが、ごみ袋に処理手数料を加算することにより、家庭ごみの処理を有料化することにつきましては、その有料化によるメリット、デメリットを踏まえまして、今後検討してまいりたいと思います。

議長（岩淵一司君） 3番、勝浦伸行君。

3 番（勝浦伸行君） それでは、一問一答により質問を進めさせていただきたいと思います。

最初に、清掃センターの建設に関して、今、手続き、それからかかる時間の概略をお聞きしたんですが、先日、私ども、私の所属する一関市議会の公和会で、実は萩・長門清掃一部事務組合というものを視察してまいりました。この視察に行った理由は、ここは私どもとちょっと違いまして、逆に萩市と長門市が老朽化したごみ焼却施設を両方持っているものですから、一部事務組合を新たににつくって、それでごみ焼却施設をつくらうというところであります。

それで、この萩・長門の場合は話が早いんですね。もう萩の方で建設予定地を検討していたという事情もありまして、場所が思ったよりも早く決まったという理由もありまして、この説明資料を見ますと、もう平成22年にスタートして平成26年には完成、平成27年には焼却を開始すると。実にこれ5年程度でスタートから終わりまで、これ5年でできるというお話を聞いてきました。やはり当初は、今ご説明いただいたように8年ぐらいかかるというスタートだったそうです。その中で何とか、その理由をいろいろ聞きましたら、やはり合併特例債を活用したいという理由等もありまして、かなりさまざまな理由、そのほかの理由もありまして急いだという経緯をお聞きしてまいりました。基本的に8年かかると私ども組合でも説明されておりますけれども、この期間というのはもう少し短縮できるものなのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（岩淵一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 8年というふうな期間につきましては、一般的な建設に向けた所要の年数というふうなことで認識しておりますし、基本的な部分でとりあえずといいますか、考えているというふうなところでございます。ただ、環境アセスメント一つとりましても、県の方では2年から、長ければ3年かかるというふうな、そういったお話もいただいているところであります。そういったところから、非常に不確定要素が多いという側面も持っているかというふうに認識を

いたしております。ただ、ご指摘のとおり、施設が非常に老朽化しているというふうな、そういった点から考えれば、できるだけ早く建設してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（岩渕一司君） 3番、勝浦伸行君。

3 番（勝浦伸行君） 今の答弁というか、前の管理者の答弁でも、県との話し合いが大分前に進んだというお話です。その中で、やはり地元、一関清掃センターがある地元狐禅寺との29年問題というのがありますので、これ、やはりどう見ましても、私もよく清掃センターに行くんですが、かなりの老朽化でございます。一日も早くその方向性を示していただきたいと。これは意見でございまして答弁はいりません。何とか、よろしくご努力をお願いしたいと思います。

次に、跡地の問題についてお伺いします。

旧手負沢の清掃センター跡地、これは一関市が市町村合併後に急激にまちの様子が変わった場所なんですね。東大橋を中心にUドーム、それから一関市民プールが今度完成しました。それから、あいぽーとがありまして、大きな公園があるんですね。市民の憩いの場となっております。それから、大型ショッピングセンターができまして、さらに郊外型の大型店舗がどんどん、どんどん今増えているんですね。そして、高速道路を下りて真っすぐ来ますと、東大橋を渡って、今、復興道路と位置づけられている国道343号線、それから284号線に向かう一関のあそこは拠点、基点になっていると、私は道路の基点になっているなと思っております。

それで、現在、この橋のたもとはILC、国際リニアコライダーの誘致促進の看板も掲げられています。私は、一関市にとってこの土地は非常に重要な土地であると思っているんです。ですから、去年も実は同じ質問をしているんです。その時に、やはり回答で、普通財産である、構成市町と協議してまいりたいと同じ答弁を伺っておるんですけれども、全く進捗がなかったのかどうか、もう一度お伺いします。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 当然跡地利用につきましては、いろんなパターンといいますか、いろんな考え方があろうかというふうに思っております。内部的に全く検討していないというふうな状況ではないのではありませんけれども、なかなかこれといったものといいますか、そういったものがまだ見出していないというふうな状況であります。何とか、今後、地元の皆様のためになるような、そういった施設について、あるいは利用方法について考えてまいりたいというふうに思っております。

議長（岩渕一司君） 3番、勝浦伸行君。

3 番（勝浦伸行君） この問題は去年の8月にも質問しているわけですから、やはり一日も早く構成市町で検討していただいて、地元に対しても意見を聞くぐらいの動きはあってもいいのかなというふうに思っております。

これ、関連しますので、次の問題にちょっと質問を移しますけれども、あそこには民間の、先ほど質問しましたが、衛生処理施設として一時貯留施設があるんですね。その先ほど回答をいただきました。年末やお盆、それから土日の緊急依頼のために一時貯留施設は必要なんだと。それで、聞き取りの際に聞いたんですけれども、一関市以外の隣接市町村での一時貯留の状況はどうなのかということをお聞きしたんですが、回答がなかったので改めてお伺いしたいと思います。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 聞き取りをさせていただいた後、その周辺自治体の方に業者が貯留槽を保有しているかどうか照会をしたところでありますけれども、周辺の自治体の方ではそういったも

のを業者が設置しているかどうか把握していないというふうな、そういった回答をいただいてございます。

議長（岩渕一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） これは、把握していないというのはおかしいんですね。これは許可するのは行政組合であり、市ですから、許可状況がわからないということはちょっとおかしいと思うんですが、もう一度お伺いします。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） ご指摘のとおり、まさに一時貯留槽の設置については許可条項というふうなことであります。まさにご指摘のとおりだというふうに思います。そういった観点からすれば、あるいは持っていないのかなというふうな思いもございすけれども、問い合わせをいたしました自治体の方では把握していないというふうな回答でございましたので、これ以上ちょっと当組合としてもお答えしようがないというふうな状況かというふうに思っております。

議長（岩渕一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） ちょっと、これ、私はちょっとこれ理解できないんですけども、これね、地元にとって非常に大きな課題なんですね。一時貯留されるときはどうしても周辺、臭いいたします。なかなか普段、通行のみで通る方にはなかなかわからないかと思うんですが、地元に住んでいればこれは十分わかることです。

先ほど、年末、お盆、土日の緊急依頼のためという説明がございましたが、これはもう下水道や浄化槽が普及した現在では、あまり理解しがたい答えだと思うんですけども、本当に緊急性があるのかどうか、その辺のところ、もう一度お答えお願いいたします。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） いずれ、土日のくみ取り依頼といいますか、そういった緊急時の依頼等については当然あり得るものというふうに認識をございまして、そういった意味からは今までも必要であったというふうに考えておりますけれども、組合といたしましては、今後そういった部分に対して、土日の緊急の受け入れがどういった形でできるか、先ほど管理者から答弁いたしましたとおり、そういった部分について検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（岩渕一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） この問題、私は非常に大きな問題、手負沢の問題、大きな問題だと思っておりますのでもう少し聞きますけれども、それでは一般ごみ、これ土日に収集しておりますか。それからお盆とか年末に緊急的に収集するというような例あるんでしょうか。お伺いいたします。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 家庭から出される一般ごみにつきましては、いわゆる土日について緊急の収集をするといったことは無いというふうに思っております。一般ごみにつきましては、当然家庭の中でも収集日に合わせて、場合によっては自分の家の中で一時保管しておくということもごみの場合は可能というふうに思っております。ただ、し尿につきましては、当然便槽からあふれるとか、そういった緊急事態は当然考えられるわけでございまして、これと一般ごみでは基本的な部分で違うのかなというふうな認識をいたしてございます。

議長（岩渕一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） これは、私、市民の意識も非常に大きな問題だと思っております。あふれそうになったから土日に来てくれなんていうのは、これは市民が、やはり市民をしっかりと行政組

合としても、土日の収集はいたしませんということをやはりしっかりと周知することが大事であって、土日に依頼が来るからいまだに一時貯留がありますなんていうのは、私はとても、私の感覚では理解できません。これを許可している行政組合として、今までこの問題について本当に、本気で検討してきたことがあるのかどうか、改めてもう一度お伺いします。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 基本的にくみ取りの依頼につきましては、組合に直接来るというよりも、収集業者に個人の方がやむを得ず依頼するというのが基本的な部分の実態だろうというふうに思っています。今、議員からもご指摘がありましたけれども、そういった部分については、何とかしなければいけないというふうな当然認識もごございます。そういったことで、組合としてもどういった広報があるのか、できるだけそういった土日の収集にならないような、そういった部分の周知等についても考えてまいりたいというふうに思います。

議長（岩渕一司君） 3番、勝浦伸行君。

3 番（勝浦伸行君） このし尿の収集というのは、本当に限られた業界、あまり私が見る限りは競争の働かない業界で非常に大変なところかなと思っておりますけれども、たまたまいろんな市を見ますと、アルミで囲った車を走らせていたりとか、さまざまな、やっぱりこれは行政と組合とのやはりもう少し話し合いが必要かなと。

勝浦市長はよく一関市議会で中東北の拠点都市などということを申しますが、中東北の拠点都市として、やはりあの場所をいち早く何とかしていただきたい、その思いが強いものですから、ちょっと今日はここまでやるつもりはありませんでしたが、なかなか答弁が私が予想したような答弁でなかったものですから、隣接市町村が許可していないのであれば、やはり一関市としてもこの問題はもう少し深く立ち入っていただきたいと思います。これは意見とさせていただきます。

次に、エコセメントについてお伺いします。

これは、実は私、一関市議会で商工労働部長に質問したことがあります。東山町にあるセメント工場というのは歴史を見ましても、東北の昭和初期の世界恐慌から立ち直る、冷害凶作、昭和三陸地震、さまざまな東北が傷ついた大変だった時期に、その復興のために岩手県の誘致企業第1号として設立されたと聞いております。この会社、この工場が誘致後50年たって、東日本大震災が発生して、そのいろいろな災害ごみをこの工場が処理する大きな役割を担ったことは、非常にこの一関市にとって誇りとすべきことかなと思っております。

そこで、今回質問するのは、このセメントの需要というのはずっと下がってきているんですね。ところが、需要は下がってきているんですが、エコセメントの製造は新たに起こしている自治体もあるんです、市によっては。そのような中、廃棄物処理、それからリサイクル事業としてこの工場が同じ一関市にあるということを積極的に利用しない手はないというふうに私は思っております。

先ほど、塩分除去が必要だから、塩分除去の施設がごみ焼却場がないから利用できないんだというお答えがありましたが、私どもが視察しました萩・長門でももちろん、あの辺もやはり石灰石いっぱいありますからセメント工場が近くにいっぱいあるんですね。そのために山口エコテックというような、これはごみ焼却灰をセメントの原料として使えるようにするために塩分除去とか有害物を除去する会社なんです、こういう会社をつくっているんですね。これは自治体が声がけをして、これはあれなんですけれども、この行政組合とも絡みあると思うんですが、やはりこの問題をやはり自治体と一緒に協議したらどうかと思うんです。ごみ焼却場が古いから使えま

せんよとか、それからもし可能であれば他市町村の焼却灰を受け入れて塩分除去する工場をつかって、それをこのセメント工場に運ぶというようなことを検討してもいいと思うんですが、そのようなことを今まで検討された経過があるのかどうか、まず伺いたします。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） まず、他の市町村から出てくる焼却灰を含めて、塩分除去をする団体といえますか、会社といえますか、そういったものを検討したことがあるかという部分につきましては、そういった部分までは検討した経緯はございません。ただ、一関清掃センターの主灰について、当然ご指摘のとおり、近くにセメント工場があるといった中で利用できないか、主灰を利用できないかという部分については、内部的にですね、検討した経緯は当然ございます。ただ、そういった時期に、いわゆる焼却灰のセシウムの濃度が非常に高くなったという部分もありまして、一たん中断しているといえますか、そういった状況になっているというふうなことでございます。

議長（岩渕一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） 放射能の汚染問題はちょっと微妙な問題ですので、放射能問題は全くないものとして、仮定として今お話しさせていただいております。ですから、私はこの塩分除去の工場を誘致するとかということを、やはり行政組合として市町村に働きかける。平泉町につくってもいいですし、一関につくってもいいと思うんです。やはりそういうことによって、あの工場をもっともっと有効活用していただく、そして市の産業の活性化にもなる。やはりこれは一歩進めて検討していただければなと思っております。何よりもエコセメントに汚泥や焼却灰を利用することによって、先ほども回答ありましたけれども、ごみの最終埋め立て場がかなり節約できる、節約できるという言い方、正しいかどうかわかりませんが、これ、私どもこれ、いただいた萩の資料によると、焼却灰が大体焼いたごみの22%ぐらい出る。そのうち、セメントにしてしまうと不適物は1.4%しか出ない、もうかなりの減量化なるんですね。ですから、これは一日も早くやはり企業ともお話をしながら、この問題を進めていただきたいというふうに思っております。これは意見とさせていただきます。

次に、最後にごみ袋の統一、それから有料化について伺いたいと思います。

これ、たまたまなんですが、私、秋田市の広報を手にする機会がありまして見たんですけども、秋田市は去年の7月ごろに家庭系ごみの有料化を実施したようです。これは私、調査したわけではなくて、あくまでも広報による中身によりますと、この有料化によって1年間で15%のごみを削減したと。それから、この広報を見ると、ごみの削減速報というのを、月2回のこれは多分広報だと思うんですけども、ここに数値化、わかりやすい信号の色で、青・黄・赤ですか。青であれば順調に削減されていますよというようなことを示しているんですね。やはりこれ、市民と一体となって取り組んでいかないと、ごみの減量化というのはなかなか進まないと思います。やはり有料化も今後は検討していかなければだめだと思いますので、やはりこのような取り組みによって、各自治体がどのようなごみの減量化をなされているのか調査していただいて、それぞれの市と町と行政、行政組合が2人3脚でこの問題に取り組んでいただきたい。今後、この問題、大きな課題になってくると思いますので、この問題について今後検討していただきたいということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

議長（岩渕一司君） 勝浦伸行君の質問を終わります。

次に、那須茂一郎君の質問を許します。

那須茂一郎君の質問は、一問一答方式です。

12番、那須茂一郎君。

議長（岩渕一司君） 12番、那須茂一郎君。

12番（那須茂一郎君） 質問する前に、本当に先日的大雨で大変な被害を受けました。本当に短時間の雨でしたけれども、予想外の被害がありまして、地元の大東町の人たちの分は平成12年、平成14年の災害を超えるものといって、なかなか復旧に力を入れていますけれども、意気が上がらないところがいっぱいあります。何とか行政の力添えいただいて、一日も早い復旧を望みたいなと思っています。関係者の職員たちも一生懸命やっているようなのですが、一番の問題は個人の家は宅地が被害を受けて、それに対して手出しもできないということが昔の大東町よりも大変だなという感じして歩いています。本当に一日も早い復旧を望みたいものと感じています。

では、通告に従って質問してまいります。

まず、次期建設予定の清掃センターのごみ焼却炉の構想についてお尋ねします。

現在の焼却炉は建築後30年近くなろうとしています。普通、15年から20年と言われている炉の耐用年数を大きく経過し、大規模修繕を繰り返し今日まで来ていると言われます。

当初、県の方針が県内に4カ所、県南に1カ所という方針があり、それに制約されてきた感があります。でも、それらは各地域の建設年度が違うため、そろえて統合していくということは所詮無理が伴うものと思われまます。

それらの客観的要素を受けて、管理者の発言の中に、つくるなら日本一、世界一のものをとか、建設には迷惑施設と考えていかない、そのような言葉を漏らされたときがありました。もちろん、記録はしていませんからそのとおりの語尾かどうかは別として、それは非常に大切であり、重要な要素と思い、お尋ねしようと思いました。

この時期に、まだ骨組みさえもできていない時期にお尋ねするのは時期尚早とは思いますが、構想は進んでいるのではないかと思います。お尋ねするわけです。

まず、焼却炉の種類、構造はどのような方式のものを考えていらっしゃるかお尋ねします。

最近の視察におかれましては、熔融炉方式をこの議員団で視察しました。熔融炉方式は、ダイオキシンの発生が少ない、何よりも灰の処理が極端に少ないという大きな特徴がありました。

熔融炉方式もいろいろありますが、先日視察したのはガス化熔融炉でしたが、近くの釜石市には違う方式での熔融炉があります。市内千厩町の住民が視察に赴き、非常によい感触を得てきたようです。私も、大東町時代、そこに何度か視察に行き、東磐井郡の焼却炉をつくる時、提唱してきた経過があります。そのときは、維持経費、ランニング経費がかかるとの話でしたが、現在の大東町摺沢の焼却炉はトン当たり3万9,000円、先日視察したところはトン当たり2万数千円とかの話でした。当時、釜石市でも2万円だとかの話でした。ただ、これは焼却炉の大きさ、ごみの量、質、環境対策、計算方法により大きく変わります。

この比較の中で見逃せない大きな要素の一つに最終処分場の件があります。この建設、維持費用があります。各地の焼却場ではいっぱいになり、新たな建設に直面し、用地の確保、住民感情、環境面に苦慮している自治体が多いと聞いております。灰が多く出るストーカ炉での焼却灰ですと、灰等を処分する年数と建設する費用、億の単位と同じくらいと言われているようです。ですから、この一関清掃センターにおきましても、最終処分場も考えていかねばならないのではないのでしょうか。

熔融炉の灰は、溶かされ固められており、鉱物はガラス質に、金属は別の用途に、少ない上に

再生資材として活用でき、その最終処分場の建設の憂いから逃れることができるのではないのでしょうか。

次に、建設場所とあわせて、熱源利用についてお尋ねします。

住民が少ないところでよくて多いところを避ける、今まで他所の状況を含めてそのような傾向だと見てきました。確かに、設備や焼却する状況を見ますと、かつてはそうだったかもしれませんが。しかし、今は排出する排煙はもちろんのこと、灰の問題、そして搬入するごみの問題、操業の安全性、それらが大きく大きく改善されています。そして、何よりも熱源としての活用が、発電ばかりでなく、広い活用の要素を持っているのではないのでしょうか。年間を通しての温泉プール方式、浴場、暖房と市民の福祉面に大きく活用の構想が開けるのではないのでしょうか。

視察先で、この熱源を利用して年間何万人も何十万人も訪れる施設を見させていただきました。この衰退の一途をたどっていると言われる一関の中心部の再開発として、市民に対する対策として、そのような福祉施設を構想してはいかがでしょうか。そのように考えるなら、遠く離れた辺地ではなく、市の中心部に持ってきて活用する、そのためには市民が集まりやすいところ、交通の便がよいところが望まれるのではないのでしょうか。

ごみを燃やしてその熱源を利用するのではなく、そのような施設のための熱源として、可燃ごみを熱源として活用するという方向ではないのでしょうか。原発のように、言葉での安全とごみの焼却場の安全は全く違います。市民はそのような福利厚生施設を望んでおりますし、それによつての健康増進等の効果があれば、市民にとっても行政にとっても計り知れないのではないのでしょうか。もちろん、何でも燃やせばよいとは思っていません。今まで以上に分別を進め、リサイクル、リユース、デポジット制を進めることはもちろんです。熔融炉方式になりますと何でも大丈夫となりますから、それがなおざりになるおそれがあります。資源として有効に活用できるのを活用していくという方向が市民の財産を増やすことにつながりますから、大切なことだと思うのです。

分別で大切なことは、可燃ごみの約10%前後を占めると言われる生ごみを別に処理するという方法が必要ではないのでしょうか。それを使ってメタンガスを活用しているところがありますが、廃棄の処理する広大な農地が必要と言われています。この地域ではそれは望めないのが、生ごみの減量をしていくということが大切ではないのでしょうか。一日に100トン以上の可燃ごみの中に生ごみ10トンを減らすことは、一日トン当たり2万5,000円として25万円ずつの節約になるということです。年間を通して1億円近い節減になります。もちろん、燃やす量が少なければ環境によいということではないのでしょうか。

分別が進んで燃やす分が少なくなり、施設の熱源が不足しているときは木材チップを混焼して使っていくというのはどうでしょうか。そういうとき、ほかの施設では石炭、石油を使って補うことがほとんどですが、バイオマスの活用、これも大きな要素ではないのでしょうか。

このように、焼却炉はもちろんのこと、システムが日本一、世界一を目指すということはいかがでしょうか。

次に、汚染牧草を焼却しないで処理する方法はないかについてお尋ねします。

先日、汚染牧草の二次焼却分、約4,900トン焼却するために、関係する住民、集落に理解と協力を求めるために説明会があるとのことのご案内があり、何カ所か同席させていただきました。説明側に管理者か副管理者も出席されて、説明側はそれなりに誠意ある姿勢だと思われました。しかしながら、二次焼却は認められないという論議を目の当たりにして、過去の経過やいきさつ等、

直接今の管理者によるところではないとはいえ、放射性物質のどうのというよりも、追加の焼却そのものに強行に反対されている地域がありました。焼却した後にセシウムが出るのが少ないから理解してくれというのではないのではないかと思います。

また、焼却灰を置く地域でも、そこでは放射性物質の焼却灰を置いては困るという意見がありました。確かに一般ごみとしての国の基準8,000ベクレルを大幅に下回っているからといっても、その方は了解なさらなかったのではないのでしょうか。量を多くしてキロ当たりのベクレルを下げても、持っている総量は変わらないということを知っていらっしゃるのではないかと思います。何の問題もないところに放射性ごみを集積するのは必要ですが、懸念される心配されるところに置かれるのはいかがでしょうか。自治体任せでない東電や国の責任で放射性物質の中間貯蔵施設の必要性を感じさせられました。私たちも安易に燃やしても大丈夫みたいに、安易に考えてきたところがあったのではないのでしょうか。もっと別な方法を含め検討する必要性を感じさせられました。

このように、住民の反対もある、理解を得られない人たちもいる、こういう中で二次焼却を行うのでしょうか。

以上、壇上での質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

議長（岩渕一司君） 那須茂一郎君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 那須茂一郎議員の質問にお答えいたします。

まず、新しい一関清掃センターごみ焼却施設の構想についてというご質問がございました。岩手県南ブロックにおきますごみ焼却施設のあり方については、県南ブロックの4市町と2つの一部事務組合で組織する県南地区ごみ処理広域化検討協議会において協議を進めてきたところであり、県においても、一関・平泉地域、それから奥州・金ヶ崎地域それぞれにごみ焼却施設の整備が必要との認識に至っております。現在、県南地区ごみ処理広域化検討会において、県南地区に2つの焼却施設を整備するための基本構想を策定中でございます。この基本構想が県の承認を得られ次第、一関・平泉地域のごみ焼却施設の設置について、具体的な検討を進めて、一般廃棄物処理基本計画の見直しを行うというふうな手順で予定しております。

したがって、施設の規模、あるいは炉の形式、処理能力、あるいは建設場所等につきましては、見直し後の基本計画に基づき、ただいま議員からご紹介ありました、さまざまな方式をご紹介ありますが、それらも含めて広く検討していくことが基本でございます。

次に、大東清掃センターにおける放射性物質を含む牧草の焼却についてでございますが、焼却すべきではないというご意見でございましたが、牧草の処分方法として国から示されている手法としては、一つには通常の一般廃棄物として最終処分場に埋却する方法、それから2つ目は集塵装置に適切な能力を有する施設での焼却、3つ目はそのまま、または腐熟化した上でほ場にすき込む、この3つの方法が示されているところであります。

処理を行うに当たりまして、最終処分場への埋却については、埋却場所確保のための相当規模の工事が必要であること、また、ほ場へのすき込みについては、県の方針として、農地に還元施用された場合の土壌中での放射性物質の挙動、あるいは作物への吸収メカニズムが明らかになっていないことから、生産される作物への影響を考慮して実施しないこととされております。このため、より早く安全に行うことのできる手法としては、放射性物質の除去に有効なバグフィルタ

一を備えている大東清掃センターでの焼却処理を選択して実施しているところでございます。

平成23年12月末に策定いたしました放射性物質を含む牧草の焼却計画における汚染牧草1,613トンの焼却については、計画に基づいて焼却、埋め立てを進めているところでございまして、本年9月初めには終了する見込みとなっております。

空間線量につきましては、大東清掃センター、東山清掃センター及び両清掃センター周辺の自治会等の集会施設において毎週1回測定を実施しておりますが、すべての測定地点で徐々に減少している状況にございまして、排ガスからの放射性物質濃度測定の結果においても、すべて不検出となっております。

なお、東山清掃センターにおいては、搬入した焼却灰をベントナイトシートで覆った上、50センチメートルの覆土をいたしまして、キレート剤で固めた灰から放射性セシウムが溶出しないように雨水の浸入対策を行っております。また、定期的に放射性物質濃度測定を行っておりますが、地下水、原水、放流水の測定値はいずれも不検出となっており、焼却灰の埋め立てによる周辺環境への影響はないものと考えております。

次に、施設の周辺の住民の方々に対する対応でございしますが、放射性物質を含む牧草の処理については、放射性物質の除去に有効なバグフィルターを備えている大東清掃センターでの焼却が早期に安全に行うことのできる方法であると認識しているところでございます。焼却の実施に当たりましては、施設周辺の皆様には大変ご心配をおかけし、また、大所高所からのご決断をいただいたところでございまして、管理者として心から感謝を申し上げているところでございます。

今後とも、周辺住民の皆様には、焼却、埋め立てに係る安全性などについて、丁寧な説明を行って、ご理解とご協力をいただけるよう最大限の努力をしまいるつもりでございます。

議長（岩淵一司君） 12番、那須茂一郎君。

12番（那須茂一郎君） いろいろとご答弁ありがとうございました。

県の承認を得られ次第入るというお話でしたけれども、県の承認はいつごろ得られるという見通しでしょうか。

議長（岩淵一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） まず、基本構想を県の方に提出するというふうなその手順を踏んでまいります。したがって、それが済んでからどの程度で県から承認が得られるかというふうな部分につきましては、まだその期間といいますか、そういった部分につきましては、まだ判明していないといいますか、そういった状況にございます。

議長（岩淵一司君） 12番、那須茂一郎君。

12番（那須茂一郎君） 先ほど、管理者の答弁にもあるように、県の承認を得られなければ具体的に入れないということですね。先の勝浦議員の質問の中にも、とにかく急いでという話でしたね。これは早急にせかせる必要があると思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（岩淵一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） まさに、施設が一関清掃センターに限って言えば、施設が老朽化しているというのはまさに事実でございます。そういった点からすれば、当然できるだけ詰めてといいますか、急いでといいますか、そういった部分は必要になってくるだろうとは考えておりますけれども、まず基本構想がいつまでにできるのか、そして、それに対して県がどの程度で承認をいただけるのかという部分については、残念ながらまだ把握していないというふうな状況にあります。

議長（岩淵一司君） 12番、那須茂一郎君。

12番（那須茂一郎君） 承認が来てからという話で、具体的にこちらの体制は動くと思うんですが、実際に多くの市民は狐禅寺の後の部分をどうするのかということを、市の動きとは別にみんな懸念されていると思うんですね、心配していると思うんですね。どこに次は建てるんだろうという部分は多くの市民が、この内容を知っている人たちは知っていると思うんです。

それで、ある程度、市民との学習会とか私たち議員としての学習会、始まったばかりですけども、それを具体的に進める必要あると思いますけれども、その点は考えているのでしょうか。よろしくお願いします。

議長（岩淵一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 住民の皆様、あるいは議員の方々との学習会、そういった部分については、今お話をいただきました。どういったものがあるのか検討させていただきたいというふうに思います。

議長（岩淵一司君） 12番、那須茂一郎君。

12番（那須茂一郎君） 一部の市民に対しては申し訳ないことになるかもしれませんが、というのは、自分たちのごみを出した部分を自分から遠く離れて燃やしたいという方向があるわけですね。理解して、まず私たちのためにという方もいらっしゃると思うんですが。

それで、実際に焼却する方法については、ごみとしてやっぱり考えるのではなく、やっぱり資源として考えていくという方向に、やっぱり市民の皆さんに対して意識づけが必要だと思うんですが、そういうふうな、例えばテキストといいますか、考え方をこの行政組合としてお示しすることはいかなるものなのでしょうか。

議長（岩淵一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） ごみを資源として考えるというのは、まさに非常に重要なことだろうと思っておりますし、これにつきましては組合のみならず、構成市町と一緒にあって当然考えていくべきものというふうに思っております。ただ、組合は構成市町からの付託を受けまして、ごみの焼却について処理する一部事務組合というふうな位置づけでもあります。そういったものを踏まえて考えてまいりたいというふうに思います。

議長（岩淵一司君） 12番、那須茂一郎君。

12番（那須茂一郎君） よくありますけれども、捨てればごみだと、しかし、活用すれば資源だという言葉ありますね。まさに、ごみ処理の考え方はそうではないかと思います。今までは捨てる方向でやって、だからこそ受ける方に対しては、なぜこんなものを持ってくるんだという形の住民の部分があったと思うんですね。しかし、今、さまざまな方向で活用すれば、またとない資源なり、それから私たちが視察したように、本当に何万人も健康づくりのために取り組めるような施設になっていくと。こういうことをぜひ行政組合の方で、今までのごみの処理をするんだではなくて、資源をどのように活用するんだと、この観点で私は進めてほしいと思うんです。もちろん、それに伴っては予算とか技術とか知識とかというのは当然伴いますけれども、それらは今の日本の技術では可能なわけです。ですから、もっと一歩進めた形での取り組みをお願いしたいと思うんですけれども、もう一言お願いします。

議長（岩淵一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） もう一歩進めた取り組みをというふうなご指摘をいただいたところでございます。いずれ、構成市町と協議しながら、組合としても焼却だけでなく、考える部分につきましては考えてまいりたいというふうに思っております。

議長（岩渕一司君） 12番、那須茂一郎君。

12番（那須茂一郎君） ありがとうございます。そのように、前向きに進めてほしいなと思っています。そういうことが、行政が迷惑物を頼むのではなくて、やっぱり資源としてどういうふうにするんだという市民の方向さえあれば全く世の中の状態が違ってくると思うので、よろしくお願いします。

次の質問ですが、放射性物質が確かに低減になる焼却の方法だ、それはまず私も認めますが、管理者が出席した集落の座談会においては、全く焼却そのものを、追加の焼却そのものを、当初の約束どおりやらないでほしいと、そういう話ではなかったのでしょうか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） まず、追加焼却といえますか、新たに発生した牧草の焼却についての説明会を実施したわけでございますけれども、そういった中でどうしても処理が必要だというふうな、そういった認識をいただいた地域もあったのかなというふうな思いもしておりますけれども、今お話をいただいたとおり、また何で焼却しなければいけないのかといった、そういった不信感といえますか、今回の牧草4,900トン进行处理したらまた次の汚染物質をまた焼却というふうな形になるのではないかなというふうな、何と言いますか、不信感といえますか、そういった部分が一番根底にあったのかなというふうな思いがしております。

議長（岩渕一司君） 12番、那須茂一郎君。

12番（那須茂一郎君） また焼いてほしい、また焼いてほしいというような不信感よりも、当初、建設するとき、東磐井郡のごみで今現在の部分でお願いしたいというような話をされたような話しぶりでした。ですから、災害にあって、大槌町のごみなり、それから一次の焼却分の牧草のラッピングした牧草なり、それらはもう簡単に言ってしまうと当初の建設のとき、やむを得ずやっぱり建てた部分から外れているというような話でした。ですから、放射能が少ないからどうかでなくて、そこら辺のところの確認が住民に対して必要だと思ったんですけれども、そのようには解釈しませんでしたか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） ご指摘のとおり、大東清掃センターで焼却するごみについては、一般ごみ、あるいは事業系のごみというふうなことで当然建設をして稼働してきたというのが基本的な線であらうかと思います。ただ、福島原発事故由来の物質が出てくるといった部分については、行政側につきましても、そしてまた住民の皆様につきましても全く想定外というふうな部分でございました。そういったことで、先ほど管理者からご答弁申し上げましたけれども、こういった処理方法があるのかといった中で、最終的には焼却していくのが一番ベターだというふうな結論に至って、住民の皆様から理解をいただきながら1,600トンあまりを焼却しているというふうな状況であります。そういったことからすれば、4,900トンの部分につきましても、最良の処分方法につきましても焼却しかないというふうな中で取り組んでいかざるを得ないというふうな状況をご理解いただきたいというふうに思っております。

議長（岩渕一司君） 12番、那須茂一郎君。

12番（那須茂一郎君） 私は、個人的には別な方法ということを考えていましたが、聞き取りの中において、それはこの質問には合わないだろうと言われました。

それで、来月、一関市議会の一般質問ありますから、それでそのことに対して出していこうと思いました。ですから、私個人としても、このように燃やせば簡単に片づくなというふうに安易

に当初は考えていました。しかし、あの人たちの声を聞いて、もっと別な方法を検討すべきでないか、これしかないのではなくて検討すべきではないかということを、痛切に私は皆さん方のお話を聞いて思いました。それに対して、あの方たちが言うのに対して管理者である市長も何とも進められなかったと。そして地元議員の特別な援護射撃においてもなかなかうんと言ってくれなかった。これは、もっと私たちがこの焼却方法について考えるべきだったのではないかと、最初の方はどのようにやっていたか、住民の懇談会に入っていないからわかりませんけれども、当初の約束どおりやってほしいという形で繰り返し、繰り返しお話しされていましたね。ですから、そういうことでかなり大きな問題だと感じていました。当時、そのとき出席した管理者に一言、何かあれば、あの人たちの言っていることに対して、正直言ってなかなか一歩たりとも進めないような状態で私はそう聞いていましたけれども、管理者として一言ございましたらお願いします。

議長（岩渕一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） ただいまの議員の質問の中でちょっと意味がわからないところがあるんですね。その地元に入って説明会した際に、当初の約束どおり燃やしてほしいということを私が言っていたと、ちょっと意味がそこ、わからないんですね。

それから、地元の議員の援護射撃がどうのこうのという、それについてもちょっと意味がわかりませんけれども、いずれ当初の約束どおりというところについて、もし関連があるとすれば、当初1,600トンを計画的に焼却することについて今進めているわけですが、その後、基準が変わってさらに追加の分といいますか、新たに発生した牧草の分が増えたと、それが当初から見れば約束違反ではないのかということ是指摘を受けたのは事実でございます。

議長（岩渕一司君） 12番、那須茂一郎君。

12番（那須茂一郎君） 当初というのは、一次焼却の始まった当初ではなくて、焼却炉の建設当時ですね、あの人たちが行政側から受けた説明が、東磐井郡のごみというような話で私はあの人たちの話から察しましたけれども、当初というのはそういうことです。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 大東清掃センターは旧東磐環境組合で設立したというふうなことからすれば、当然旧東磐井地域のごみを処分するというのが当然大原則でございます。ただ、その後、地元の皆様方と公害防止協定を締結してございますが、基本的に、その中で基本的に焼却するのは東磐井地域のごみと、そういった規定の仕方をしてございます。したがって、協議によっては別なといいますか、それ以外の部分についてもお願いしていけるというような、そういった認識も持っているところでございます。

議長（岩渕一司君） 12番、那須茂一郎君。

12番（那須茂一郎君） 本当に進めるのに対して焼却そのものが、追加の焼却そのものが協力していただけないということで、放射性物質がどうだ、ではないというように私は解釈しましたので大変だなと思いました。

それから、その中で焼却灰の関係なんですけれども、今現在、それなりに処理してやりますけれども、総量たるものは、例えばベクレル数は落ちても総量は、牧草に含まれるベクレルは変わらないわけですね。それで、私は、住民のお一人が中心にお話しされたというように考えていましたけれども、将来的にそれがどのように影響するかという問題に対しては懸念されていると。確かに説明側に対しては先ほど説明されたように、ベントナイトできちんとやるから大丈夫だという話をされましたけれども、しかし、その灰を熔融してガラス化すると、そうするとその溶け

出す、それから溶出するというのが非常に防げるのではないかと思います。それで、すぐには溶融炉方式にはなりませんけれども、釜石市の溶融炉を見たとき、その灰そのものがガラス化したね。ということは、そういう溶け出す心配が、きちんと管理さえすれば灰と違ってないのではないかと思います。ですから、覆いはするけれども、しかし、もう少しやっぱり検討していくんだということは必要だと思うんです。原発の放射性廃棄物も、最終的にはガラス化していくという話はしましたので、そのことをもう少し検討して、例えば処理する灰の部分を何とかもう一段階上げて、その住民の方たちがまず子供の代、孫の代まで溶け出さない方法はないのかという部分を検討はいかがなものでしょうか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 焼却灰の処分につきましては、当然国のガイドラインに沿った処分をしている状況にあります。基本的にはそれが一番ベターだろうというふうな認識には立ってございます。

それから、焼却灰を熔融してガラス化等にしたらいいいのではないかなというふうなご指摘も今いただきました。当然、水に溶け出すというふうな観点からすれば、非常に溶け出しにくいんだろというふうな認識は持ってございますけれども、ガラス化、あるいは熔融してガラス化にするというふうな部分については、国からまだ処分方法について示されている状況にはないというふうなことでありまして、そういった部分が出てくれば検討してまいりたいとは思いますが、一方、非常にコンパクトといいますか、小さくするといったことからすれば、放射性セシウムのキログラム当たりのベクレル数が非常に高くなるといったその危険性も合わせ持っているというふうな状況にあるかと思います。いずれ、そういった部分、国からの指針等を踏まえまして、そういったものが出れば考えてまいりたいというふうに思っております。

議長（岩渕一司君） 12番、那須茂一郎君。

12番（那須茂一郎君） 私も知らないのでお尋ねしますが、1キロで8,000ベクレルあると、2キロやって4,000ベクレルあると、これはどちらが安全でどちらが危険なんでしょうか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 人体に対する影響といった部分で言えば、1キロ8,000ベクレルの方が危険というふうに認識してございます。

議長（岩渕一司君） 12番、那須茂一郎君。

12番（那須茂一郎君） そのように、高いのが少しあるけれども、低いのはいっぱいあるというけれども、実際に放射能を知っている人たち言えば、高いときは短時間に、低いときは長時間にわたって同じような症状が出るときがあるというふうに話をされていました。ですから、必ずしも低いから大丈夫という部分は言えないのではないかなというふうに私も思います。ただ、私は学者でも医者でもありませんから、そういうことはないですけれども、単純計算としてそのようではないかと思われました。それに対しては答弁ありません。

これによって私の質問終わります。どうも、いろいろとありがとうございました。

議長（岩渕一司君） 那須茂一郎君の質問を終わります。

次に、菊地善孝君の質問を許します。

菊地善孝君の質問は一問一答方式です。

8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 日本共産党一関市議団の菊地善孝でございます。

最初に、今般の大雨に伴う被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、救援、復旧に努力をいただいている関係者の方々に感謝を申し上げたいと思います。松川地区を中心とする浸水家屋等から多量の可燃ごみ等々が搬出され、清掃センター処理されることとなりますが、汚染牧草処理等に加えての業務であり、職員各位におかれても健康に留意された上で事務処理に当たっていただくように期待するものであります。

質問は、大東清掃センターにおける汚染牧草処理への住民合意取り付けの1件でございます。

私は2年前、ちょうど2年前になるわけですが、この場で放射能汚染という深刻な状況下において、放射能防護の一級の研究者から直接指導を受け、減容、隔離を早い時期に取り組む必要がある、こういう指摘を受けて、県内にも例のない特別な造りの大東清掃センターでの焼却処理着手を提案し、当局も検討、試験焼却を経て、沿岸の瓦れき、管内の汚染牧草処理に当たってきていただいたわけであります。原発の安全神話を振りまき、事故対応も不十分な中、当地域も混乱させられています。食品の暫定基準値から本来の安全基準値適用に伴い、要処理汚染物質量は膨大な量となっております。その膨大な量のうち、当面急がなければならない牧草について、ペレット化の方針も打ち出されていますが、最終処分ではありませんので、当地域の場合、住民の方々のご理解とご協力をいただく中、大東清掃センター中心の焼却処理は急がなければなりません。その合意に苦勞している状況を率直に報告をいただき、その打開策等について以下、いくつか提起をしてみたいというふうに思います。

まず、第二次焼却に伴う公害防止協定協議会での話し合いの概要について報告を求めるものであります。

私は、事柄の重要性からして、議会から出ている同委員からの定期的な報告を求めてまいりましたが、全く実施されておりません。極めて残念なことであり、深刻な事態だと認識するものであります。

2つ目は、第二次焼却に伴う住民説明会会場ごとの主な質疑、意見の報告を求めたいと思います。準備いただいているとすれば、書面での提供もいただければというふうに思います。

その3つ目は、厳しい意見が多かった経過を踏まえ、当局としてその実現、要するに第二次焼却のことではありますが、その実現のため、今後どう対処しようとしているのか、現時点での考え方についても開陳をいただきたい。

最後に、一日も早い処理が必要と認識するものですが、第二次焼却実施時期はいつを設定しているのか、いつごろと設定しているのか、これについてもこの機会に報告をいただきたい。

以上でございます。

議長（岩淵一司君） 菊地善孝君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 菊地善孝議員の質問にお答えいたします。

まず、大東清掃センター公害防止対策協議会の協議の内容でございますが、同協議会は6月6日に大東清掃センター会議室において開催いたしました。

現在、大東清掃センターにおいて実施している放射性物質を含む牧草の焼却処理が、本年9月初旬に終了見込みでございますが、平成24年4月に牧草等の飼料の暫定許容値が1キログラム当たり300ベクレルから100ベクレルに引き下げられたことにより、飼料として使用できない牧草が新たに発生し、現在、農家の皆さんに保管いただいているところであります。これを早期に処理を行わないと腐敗が進み、処理がより困難となりますことから、新たに処理が必要となった牧

草についても、今までと同じ方法で大東清掃センターにおいて焼却処理を継続したいという協議をさせていただいたところであります。

同日の協議会においては、直ちに結論を出していただくということではなく、内容について説明をさせていただき、それに対するご質問、ご意見をいただくということを第一に考えまして開催させていただいたものでございますが、主な質問、ご意見等については、例えば、今後、牧草だけでなく、別な汚染物質も焼却することになるのではないかという懸念、これが示されました。また、老朽化している一関清掃センターを新しく建設するという構想はないのかというご質問、周辺自治会への説明会を開催する予定があるのかどうかというご質問、東山の最終処分場はあと何年使用できるのか、あるいは牧草焼却を進めてもよいのではないかと、前向きに協力したいというご意見、それから、改めて委員全員が集まった中で協議する時間がほしい等々の意見をいただいたところございまして、協議会としては、これらの意見と今後開催される集落単位での説明会の状況を踏まえた上で、対応を検討していきたいというふうなことで結論づけられたところでございます。

なお、住民説明会における各会場での主な質問、意見等については、事務局長から詳細を答弁させます。

次に、住民説明会での意見を踏まえた今後の方針についてでございますが、大東清掃センター及び東山清掃センター周辺の住民の方々の苦渋の思いを考えますと、大変心苦しいところではございますが、より安全に一日も早く汚染牧草を処理するには、大東清掃センターでの焼却及び東山清掃センターでの埋め立て処理が最善の方法であると考えているところであります。これまでの説明会において頂戴いたしましたご意見等を踏まえまして、ご理解とご協力をいただけるよう最大限の努力をしてみたいと考えております。

次に、暫定許容値の変更によりまして、新たに発生した放射性物質を含む牧草の焼却開始時期についてでございますが、引き続き大東清掃センターで焼却をして東山清掃センターに焼却灰を埋め立て処分するに当たりましては、周辺住民の皆様のご理解、ご協力が不可欠でございます。したがって、再度説明会を行い、住民の皆様方のご理解を得た上で焼却処理を進めてまいりたいと考えております。したがって、現時点では、開始時期を明確に申し上げられないというところでございます。

議 長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 住民説明会における各会場の主な質問やご意見についてであります。住民説明会は6月18日から6月30日までの間、大東清掃センターと東山清掃センター周辺の自治会住民と焼却灰の運搬経路に当たる自治会の住民を対象に、8地区7会場で開催いたしました。

住民説明会では、牧草の焼却が終わった後にそれ以外の放射性物質を含んだ廃棄物の処理を行うことにならないか、それから、焼却処理や焼却灰の埋め立てなどに関する安全性の確保はどうなるのか、それから、大東清掃センターだけでなく一関清掃センターも活用した焼却処理はできないかなどについて質問やご意見をいただいたところであります。

議 長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8 番（菊地善孝君） まず、公害防止協定委員会、公害防止対策協議会の関係なんです。先ほども壇上から話しましたが、どうやってご理解をいただくかというその一つの提案が、まさにこの対策協議会の有効活用といいますか、ご協力をいただくポイントになるのではないかと私は、私のつたない経験上からも話をさせていただきたい。

先ほど、現在のこの公害防止対策協議会の委員もなさっている方から、聞いていて混乱するような発言が続いたわけですが、私は、この公害防止対策協議会というのは青年の主張をする場ではありません、その性格から言って。学術研究の場でもありません。これは、公害防止協定に基づいて、地元の方々のさまざまな不安、要望等々を施設の運営等々にどう生かしていくのか、混乱なく運営していく、そのための協議会でございます。したがって、これからはみ出すようなことの対策協議会であってはならないと、こういうふうに私は思います。

私もかつてこの場で何回か紹介しているように、ダイオキシンで全国ワーストセブンという大変不名誉な、大変深刻な事態に一部事務組合の議員に就任して間もなく直面をいたしました。さてどうするかというときに一番力になっていただいたのは、当時の公害防止対策協議会の長年の委員を務めている方々のご理解をいただいて、その方々にそれぞれの出身の地域の方々を説得していただいたと、ご理解をいただく先頭に立ってもらったという経過がございます。したがって、この公害防止対策協議会というのは大変大切な役割がございます。まず、その協議会委員の人たちのご理解がいただけないようであっては、住民懇談会等々を重ねれば重ねるほど事態は收拾がつかなくなる、こういう側面はなしとは思いません。そういう意味で、対策協議会委員に対する情報提供、そしてフランクな議論といいますか、討議、こういうものを保障した中での事態の打開ということに努力をいただく必要があるのではないかとこのように思います。

このことについては、私のつたない経験に基づくものですので、もしコメントがあればいただきたいのですが、現在の公害防止対策協議会が、どういうふうな経過をたどっているかということとを会議録にさせていただいて、それを踏まえた発言にしようということで、忙しい中、対応いただきました。昨日、大東清掃センターにお邪魔して、この2年ないし3年分の会議録すべてを見せていただきました。全体としては真剣な討議がなされているという姿を垣間見ることができましたし、大切な機会には、会議のときには管理者は直接参加されているようでもありますので、当局としても真剣に取り組んでいるという姿は読み取れます。そういうことを含めて、前段申し上げたように、コメントがあればこの機会にコメントをいただきたい。

以上です。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 大東清掃センター公害防止対策協議会は、公害防止協定の履行状況確認や大東清掃センターの操業に係る重要な変更などについて協議する機関として重要な役割を果たしております。協議会委員につきましては、公害防止協定を締結している周辺自治会から3名ずつ推薦をいただき委嘱しているところであり、地元と大東清掃センターとのパイプ役として、清掃センターの円滑な運営にご尽力をいただいているところでもあります。

暫定許容値の変更により、新たに発生した放射性物質を含む牧草の焼却を進めるに当たっては、協議会委員の皆様から地元住民の方々に正しい情報を的確に伝えていただくことも大変重要であると考えておりますので、構成市町と連携しながら、委員の皆様には十分説明を行い、十分に納得をいただいた上でご協力をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） その上に立ってさらに発言しますが、まず今回の第一次分の焼却に伴う施設、あるいは周辺での線量の増加があったのかどうか、この部分についてもこの機会に紹介をいただきたい。

私が昨日、見せていただいた資料、あるいはこの間の議員協議会その他での説明によれば、そ

れはないというふうに取り取っているわけですが、それで間違いがないかどうか答弁をいただきたい。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） まず、大東清掃センター、それから東山清掃センターの両施設につきましては、基本的に低減しているというふうな状況にありますし、同じく大東と東山周辺の自治会の測定値につきましても、すべて、年々といえますか、時間とともに減少しているというふうな状況でございます。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 私が聞いているのはそういうことではないですね、物理的半減期で低下しているわけですね、低減している、それはそのとおりです。ただ、この施設周辺と隣地のですね、大東清掃センターとそれから隣地の関係の、焼却に伴って線量の、線量計で測ってみて高い状況にあるのかどうかということです。私が知っている限りではその差はないと、これは施設内もそうだというふうに資料その他から読み取っているし、今まで私どもに対する報告もそうだったが、それに変更がないのかと聞いているわけです。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 例えば、大東清掃センターとその他の地域との線量の比較、そういった意味でのお話かと思いますが、それについては具体的に行ってはございませんが、すべての箇所、いわゆる大東清掃センター、あるいは周辺の自治会のみならず、すべての地点、市内全域でそういったことで低減しているという状況にありますことから、汚染牧草の焼却による影響はないものというふうに考えてございます。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） このつたない経験から言わせていただくんですが、住民の方々にとっては、ダイオキシンであろうが放射能汚染物質焼却に伴う問題であろうが、先ほどいろいろ話はあったけれども、迷惑施設なんですよ、正直言って。どんなに言葉並べてもね、迷惑施設。その迷惑施設が地元にある、地元で受け入れていることによって健康その他に関係して負荷になっているかどうか、これが理解いただけるかどうかのポイント中のポイントなんですよ。だから、今、事務局長が説明されたことはそのとおりだと思うんですが、例えば現在施設内では0.19マイクロシーベルトですと、例えばですよ。それから、北消防署のところで測ったものはこのぐらいですと、西消防署で測っているものはこのぐらいですと、こういうふうに近隣の全然影響が想定されなところとの比較、数字としての比較、これをやっぱり説明するときの資料として提示すべきなんですよ。私が知っている限りにおいては、ないんです、それは、科学的に。そのところがきちっと説明されていない中で、言葉でどんなに言っても、これはいらない、できれば持ってきてくれるなという施設ですから、これはなかなか理解できないですよ。

私どもダイオキシンの問題で大変な状況になって、最終的にどこでも受け入れてもらえないという状況の中で、長年ご迷惑をかけてきたあの現地に再び、三度、あそこは三度ですよ、改築をさせていただいた。そのときのポイントは何かと言ったら、今、長々と言ったことと、もう一つは、この施設をつくったことによって地元さらに負荷があるということは絶対ないかということをお迫られました。当然です。ですから、即答できませんでした。本当に今の日本の工業技術なり世界の技術でクリアできるかどうか調査しなければなりません。言葉ではありません、これは。そのことを時間かけて私もやりました。

これは、当時の大東の小原町長、副管理者でもありました。私ともう一人、ほぼ同じぐらいの、比較的若い議員、この3人でやりました。相当時間かかりました。もう中途半端な三百代言みたいな人たち相手にしたってしょうがありませんから、この分野の、ダイオキシンでの研究分野で日本を代表する人たちに直接お会いして指導を受けました。現状も報告をし、指導を継続的に受けました。その中で、日本の技術だけではなくて世界的な技術水準到達度としてクリアできますと。パテント持っているのは、こういう国、こういうところですよ。それはできるにしても具体的に施工ができるのかと、施工、工事ができるのかと。こういうふうなことまで、それぞれの分野の研究者の人たちからご指導いただきました。ダイオキシンの研究者イコール炉の研究者ではありませんからね。みんな専門が違いますから。

そういうふうな形で、これなら間違いなくご迷惑をかけないし、相当のレベルのものがつくれるという自信が自分のものとしてできた、そのときから、先ほど紹介した副管理者でもある大東町長と私どもは一冬をかけてご理解をいただくために入ったわけですよ。そして、最終的には春先にご理解をいただいた、そういう経過があるわけです。これに劣らないぐらいの気構えといえますか、それでやらないと、この放射能汚染物質の処理を受け入れていただくということには私はなかなかないと思います。不安が大きいだけで。そういう意味では、さらなる努力をいただく必要があるのではないかと。言葉ではない。どんなに言葉で抽象論言ったって、科学的な根拠がなければこれは信用してもらえません。そういうふうなことを私は感じてなりません。そういう意味で、もっと説明等々、この対策協議会での説明、あるいは住民に入ったときには、さらにわかりやすい説明というのが、根拠となるものにおいて私は工夫が必要だというふうに思えてなりません。

長者と羽根折沢会場しか私、日程上の関係で出られなかったんですが、今回ね、2つの会場しか出られなかったんですが、それを聞いてみてもそういう感じがしております。いかがでしょうか。

議長（岩淵一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） ただいま議員からご指摘がございました、いわゆる大東清掃センター、あるいは東山清掃センター、そして周辺自治会の線量だけではなくて、例えば各消防署の線量と比較したデータをつくってはどうかというふうなご指摘をいただいたかと思います。そういった科学的な根拠といえますか、そういった部分も非常に重要だというふうに思っております。できるだけそういった趣旨に沿って対応してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 私、さっきの発言、やりとり聞いていて気になったのは、当局は既にお気づきだろうと思うんですが、大東清掃センターでの処理をしないと、そしてとにかく現時点では大東清掃センターでの焼却、これは減容化、容量を少なくして隔離をするというためにやるわけですからね。それをやらなかったら、この地域はどうなるかということも考えなければならないわけです。引き続き汚染地帯として、ずっと途方もない期間がかかる物理的半減期を待つだけということにならざるを得ない、あるいは集めてどこかに集積をしてやっていくということであっても、減容化ではないわけですから、別なさまざまな課題があります。そのこと自体も受け入れられないというのは、稲わらの関係でこの間、一般行政では経験済みのことですからね。そうすると、現状をほとんど変更しない中でこの地域は引き続き汚染地帯としていった場合に住民の安全、産業振興、こういうふうな部分で課題ないのかということもあわせて考えなければだめだと。私

は、それらを総合的に考えた場合には、やはり当初から提起している大東清掃センターでの焼却に伴う減容、隔離、こういう方法がベターであるということだろうと思います。

次にお聞きしますが、会場ごとのどういう質疑、意見が出たのかということについては、さっき2項目ほど概略的な、本当に概略的な説明あったわけですが、できればやはり会場ごとの、誰が発言したかは当然必要ないわけで、会場ごとにどういうふうな質疑、意見が出されたかということ資料として準備いただいているとすればいただきたいし、今日できないのであれば後日でも、ぜひ提示をいただく必要があるというふうに思います。

ダイオキシン問題でいろいろやったときにも、最終的に協定を結べなかった地域あるんですよ、これは。やむを得ないです。どんなに努力したって理解いただけないところあるんですからやむを得ない。私どもは大東町政のくくりの中で対応しましたから、ほかの自治体行政まで入ることできませんから、大東の地域は全部理解いただきました。本当はいただけないんですよ。地元中の地元は大東なんですから、その人たちが理解していただいたんだけど、隣接のところでもらえなかったところある。しかし、施設は改築をしました。更新しました。そして焼却もしました。どうしても協力いただけなかった人たちの出したごみは大東清掃センターで処理しているんです。

そういう意味では、やはり住民に対する説明というのは、きちっと整理した中で丁寧に、真面目に引き続き努力することは必要だけれども、それをやらなかった場合、この地域は一体どうなのかという住民の安全、健康の安全、産業振興からいって決断しなければならないときあると思うんですが、私どもはそうしました。そうしなければ、では毎日、当時可燃ごみ、東磐井だけで22トンぐらい出ています、25トン弱出ています、毎日。それを一関清掃センターがほとんど引き受けていただいたんですよ。その状態が続くわけですから、それでいいはずはない。したがって、判断すべき時期には判断をいたしました。それへの抵抗があるのかもしれませんが、いまだに。しかし、どういうふうな発言であろうが、この地域のごみの処理をせざるを得ない、住民の負担がない中で。負担がないという技術水準まで工業技術水準が到達しているのだから、そういうふうなものの中で大方の人の了解をいただいた。そういうことで現在に至っているわけですね。

私は、今回の7会場での質疑なり意見については、つまびらかにしてほしいと思うし、特に注意して発言に耳を傾けなければならないのは東山清掃センター、最終処分場、この方々だと思います。あの施設からは出ていないし、その構造になっているんです。そのところは私はあまり心配していません。実際、相当の期間携わった者として。だから、2年前から提起している。ただ、最終処分場においてこの問題がどうなるかというのは未知数の部分があるんです、正直言って。今まで日本として経験のないことだから。最善の方法で今動いているはずなんですけれども、未知数の部分あるんですよ。だから、東山清掃センター周辺の住民の方々のご意見については、やはり精緻な分析といいますか、耳を傾けて、そして一つひとつ科学的な根拠に基づいての説明、これが必要だと思います。いかがでしょうか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 冒頭でお話ございました各会場ごとの主な意見等につきましては、後で何らかの形で提供してまいりたいというふうに思っております。

それから、一番最後の部分で、所萱地区のことでございますけれども、議員ご指摘のとおり、焼却灰の長期にわたっての挙動といいますか、そういった部分については、確かに非常に未知数な部分が多々ございます。そういった中では、国としても最終処分場の、いわゆる放射性セシウ

ムが新たに出てきたことによつての最終処分場のあり方、あるいは管理の仕方、そういったものは今後出てくるかというふうに思つてございます。そういったものを注視しながら対応してまいりたいというふうに思つてございます。

議 長（岩渕一司君） 8 番、菊地善孝君。

8 番（菊地善孝君） 重ねてお聞きしますが、所萱の第一次焼却に伴う住民懇談会、座談会、私も出席していますよね。さまざまな意見出ていました、当然のことながら。放射性物質ですから不安が出ていました。第一次分のときにも事務局長は出ていたと思うんですが、あの当時と比べて今回の第二次焼却に対するご意見等々、際立った点、主にどういうふうなことなんでしょうか。違いがあるとすれば。

議 長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 一番大きい部分であれば、大東清掃センターと周辺の自治会の住民の皆様と同様に、1,600トンだけではなくて、またかという部分については当然ご意見をいただいたというふうなところであります。それから先ほども申し上げましたけれども、今後、東山清掃センターに埋め立てた焼却灰のセシウムがどうなっていくのかといった、そういった不安な声といえますか、そういった部分をいただいたところでございます。

議 長（岩渕一司君） 8 番、菊地善孝君。

8 番（菊地善孝君） 私、一般行政といいますか、市行政の関係で何回か提案したことの中に、理系終わった比較的若い人たちのグループをつくって、そこで専門的な放射能部門なり、あるいはこういう汚染物質をどう処理したらいいのかという、そういう本当に一級の研究者といひましょいうか、そういう人たちから継続的な指導を受けて、そして政策化していく必要があるのではないかと、行政をしていく必要があるのではないかと。そうしないとなかなか難しい部分あると思うし、住民の理解を得るということを考えた場合に、かえって遠回りのようだけれども早いのではないかという提起を何回かした記憶があるんですよ。幸い、一関市の担当の部長に小野寺部長がいらしたんですよ。彼、たしか理系ですからね。確かにダイオキシンのときもそうだったけれども、理系終わった人たちは理解が違うんですよ、スピードが。

個人情報になるのかもしれないけれども、当時の大東の町長も教育長も理系だったんですね。本当に力になりました。どこと相談したらいいのか、どういう人、これはこの単位はどういうふうに理解したらいいのか、そんなことね、私らなんかではとてもではないけれども知識がないんですよ、専門が違うとか予備知識がない。やっぱり理系終わった人たちはもっともっと一部事務組合にもいらっしゃると思うし、それから市、町の行政の中にいらっしゃると思うからね、その人たちの力を大いに引き出していった方がいいとか、協力いただくとか、そのことが、やっぱり同じことを話しているようでも、受ける住民は全然違うのではないかと思いますよ。そのことはいかがでしょうか、努力いただけないんですか。

議 長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 説明会等に理系の方のご協力をいただいたらどうかというふうなご指摘をいただいたところでございます。これについては、どうあるべきか今後検討させていただきたいというふうに考えてございます。

議 長（岩渕一司君） 8 番、菊地善孝君。

8 番（菊地善孝君） くどういふですけれども、私が言っているのは、説明会に同席いただくかどうか言っているわけではありません。政策をつくるといいますか、どうやったらいいのかというそ

の方針をつくる過程において、そういうふうな専門部隊といいますか、専門の部署、そういうものを設置するということで努力されたらどうですかという提起です。ご理解いただけると思いますのでご理解をいただきたい。

それから、これも2会場、私出席させていただいた中、そして、今日この場を含めて感じることなのですが、この地域の、平泉にしたって一関市の行政にしたって、その一部事務組合であるこの議会、一部事務組合においてもそうなんですけれども、住民とある意味で同じように被害者なんですね、この放射能汚染の。そこのところを忘れてはならないと思うんです、これは住民も。だれ好き好んでこんな放射能の関係持ってくる人いますか。だれも望んでいない。しかし、汚染されてしまった以上は前に戻れないんです、これ。汚染されたというその現実から離れてしまった議論というのは、私はあまり議論として価値があると思わないんですね。汚染されてしまったんだから、それをどう低減していくのか、一日も早く克服するのか、そのことについて行政としてのこういう努力をしていると、住民の方々についてもこういうご協力をいただかなければならないという、こういうことをやはり説明会、その他の中でもぜひ繰り返してお話をする必要があるのではないのでしょうか。これは本当に迷惑な話なんです。しかし、迷惑だけでも克服しなければならないです、一日も早く、低減しなければならないんです。そこのところをもう少し強調されたらいいのではないかということ会場、参加させていただいて感じておりますので、内部検討いただきたいというふうに思います。

3番目と4番目、あわせて話させていただきますけれども、私は一日も早く第二次焼却を始めるべきだと思います、困難はあっても。そういう意味で、事態が経過すれば経過するほど燃やさなければならないものの状態は悪くなるんですね、これは。燃やしにくくなるわけですよ。そういう意味では、一日も早く処理すべきだと。そして、一つひとつ汚染の原因を隔離をしていく。側溝の泥上げ、あるいは汚染された干しシイタケの原木ですね、こういうものも含めて一つひとつ対策を打っていかないと、いつまでたってもこの地域、くどいようですが、汚染地域の汚名は晴らせないと。したがって、そのことによる、それを抱える農家にも子供たちいるわけです。若いお母さんたちもいるわけですね。その人たちはそこで生活しているわけですから、そこのところを考えた場合に、やはりいろんな事情はあるにしろ、一日も早く第二次焼却を実現すべきだというふうに思います。

そういうことを考えたときに、私はこの議会ですね、広域行政組合の議会はもとより、構成する平泉町、それから一関市、この議員の人たちに対する広報といいますか、こういうものがもっとあっていいのではないかと思います。今回の会場での意見含めて。やはりその地域、その地域で議員を長年やっている人たちは、いろいろなつながりがあります。一般の人たちもそうだけれども、その人たちも地域をどうしたらいいのかということを真剣に考えている人たちのはずなんですね。やっぱりその人たちに情報提供して、そして力を借りると。この広域行政組合の議員であろうがあるまいが関係なく。その人たちにも情報提供を定期的に行うということがあっていいのではないかと思います、いかがでしょうか。

議 長（岩淵一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） まさに今、議員おっしゃったとおり、この地域が汚染されてしまったという事実は事実でございます。その中で、いかにして2年数カ月前の環境に近づけて、戻すとはあえて今言えないわけでございますけれども、そのために反対している方々に対して可能な限り説明責任は果たしたいと思っております。なかなか難しい問題ではありますけれども、そこでの説明責任を果

たした上で、最終的には民主主義のルールによって解決していかざるを得ないのかなと思っております。また、最初からこのあたりで折り合いをつけてとか、そういうのを持ち出すタイミングというのもいろいろ難しいものがございまして、そういうところは十分踏まえた上でやっていきたいと思います。いずれ、そして情報提供につきましても、まさに議員おっしゃったとおりでございまして。説明責任の中の、広い意味での説明責任の中に含まれますので、今後ともあらゆる場所の協力、ご理解いただきながら進めてまいりたいと思います。

議長（岩淵一司君） 8 番、菊地善孝君。

8 番（菊地善孝君） 最後になんですが、きょうもお二方から一関清掃センターの建てかえ、改築の問題が出ています。この問題とこの大東清掃センターでの焼却とリンクする部分あるんですね。住民座談会、説明会の中でも出たというふうに記録読ませていただいておりますが、やはり東磐井の可燃ごみの処理のためにあの施設をつくるんだと、当時はそのとおりです、これは当たり前のことです、そのことは。そういうふうな経過でつくったのだから、ほかのごみ持ってきてはならないとか、大槌町の被災ごみ持ってきてはならないというところまでやってしまうと、これは飛躍なんですね、笑われるんですね、これは。それは該当する地域の人たちにとんでもない健康上の負荷をかけてしまうとかなんかなければ、これはもちろん、そういうふうな批判も当たるんですけども、そうではないわけだから、困ったときにはお互いに、許容の範囲はそれぞれ判断違うと思うけれども、やはり引き受けざるを得ない。

かつて、あそこのダイオキシンの、くどいようですが、全国で悪い方から 7 番目というところでもない数字が出たときには、一関の狐禅寺の人たちだって引き受けたくなかったんですよ、それは。だけれども、引き受けてもらった、1 年間。お互いさまなんですよ。だから、そここのところは、やはり同じ住民としてそれは理解いただけないかというふうな形で住民に対して諭すといえますか、口幅ったいかもしれないけれども、それはお互いさまなんだよというふうなことは、言いにくいことではありますけれどもね、当局からすると。しかし、当局自身が言うか、別な人が言うかは別として、やはり住民の考え方が時として自分のところさえよければというふうなことが出ることあるんですね。しかし、その部分については、それをみんな言い始めたら何もできなくなってしまうわけだから、そここのところはやはり聞き逃しにしないで、迷惑施設ではあるけれども、こうやってきたいと、やらざるを得ないのだというあたりはぜひ機会あるごとに、反発を受けないような話術で努力をいただく必要があるのではないかというふうに思います。

重ねて申し上げますが、私は、汚染地域であることは間違いない、軽減のためには、低減のためには最大限の努力をする必要があると、その最大限の努力の柱になるのが大東施設での一日も早い焼却であるというふうに思います。そのことが、いろいろな事情の中でなかなか着手できなかったにしても、やはり判断すべき時期には判断せざるを得ないと。そのことによっての反発だとか何か生まれるかもしれない、それは。しかし、大方の、該当する地域の人たち含めて大方の人たちのご理解はいただけると。ご理解いただけるだけの科学的な根拠を、当局としてさらに努力をいただきたい。

以上、申し上げて発言といたします。

議長（岩淵一司君） 菊地善孝君の質問を終わります。

午前の会議は以上とします。

午後 1 時 10 分まで休憩します。

休憩 午後 0 時 0 9 分

再開 午後 1 時 10 分

議長（岩渕一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岡田もとみ君の質問を許します。

岡田もとみ君の質問は、一問一答方式です。

2 番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） 日本共産党の岡田もとみです。

まず、先日の豪雨によって災害被害に遭われた皆様、お見舞いを申し上げます。一日も早い復旧に対応するとともに、昼夜にわたり災害対応に当たった関係者の皆様のご奮闘に感謝を申し上げます。

それでは、通告のとおり介護保険制度について一般質問を行います。

初めに、所得の少ない高齢者の方も安心して利用できる介護制度のために質問いたします。

1 点目は、介護保険をめぐる高齢者の現状についてお伺いします。

介護保険料は、全国でも約 3 人に 2 人が住民税非課税という状況にあると言われています。また、要支援 1、2 の方々が特に利用して助かっている介護予防訪問介護サービスは、利用者が、ヘルパーが来ることで何とか生活していると話しているように、比較的軽度と言われる利用者もこの居宅サービスがあるからこそ安定した暮らしを維持できていると言えます。そこで、65 歳以上の住民税が非課税となっている方々、要支援 1、2 の認定者数について、当組合の現状をお尋ねいたします。

なぜこのようなことを確認するのかと言えば、2 点目になりますが、安倍政権の各審議会の記録を見ますと、一定以上の所得者は利用者負担を変えていく、例えば介護保険料の第 5、6 段階、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会とか特別養護老人ホームは中重度者に重点化、内閣の社会保障制度改革国民会議など介護制度の趣旨に反する主張が相次いでいるからです。介護保険は介護の社会化、家族が支える介護から社会が支える介護へと、それと利用者本位をスローガンに掲げ開始から 13 年を迎えました。このことを踏まえ、特に最近開催されている 6 月 6 日の厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会の内容について、当組合でどのようにとらえているのかお伺いいたします。

3 点目は、今ご紹介した厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会で要支援 1、2 の給付を介護保険の対象から除外と議論されている点について、訪問介護の保険給付がなくなればどのような影響を及ぼすのかお伺いします。

4 点目は、在宅サービスでも施設サービスでも利用料の減免制度の充実についてお伺いします。

所得の少ない高齢者も安心して利用できる制度であるためには、前回の議会では福祉用具等の購入時やリフォームを行ったときに、利用者の支払いが初めから 1 割で済む受領委任方式を提案し、採用していただきました。職員、当局の皆様のご努力に感謝を申し上げます。

今議会で指摘させていただくのは、利用者間での公平性とともに早急な対応が求められている食事と居住費の給付制度、特定入所者介護サービス費、これについてです。グループホーム入所者が対象外となっており、具体的な負担軽減策として改善が求められます。この対応策についてお伺いいたします。

5 点目は、利用料、保険料の値上げにつながらない対策についてお伺いします。

これまで高齢者の方々には、高齢者社会のためという口実で次々といろんな負担増が強いられてきました。こうした中、少しでも安心の老後のために介護制度を改善しようとすれば、保険料

の値上げにつながるという介護保険の仕組みに問題があります。国庫負担割合の引き上げが大前提ではありますが、当組合として基金の充当など対策が必要だと思いますので、ご所見をお伺いします。

次に、待機者解消に向けた計画的な基盤整備についてお伺いします。

1点目は、高齢者の方が病院から退院後、入所できる施設がなく、結局、在宅で老老介護という事態が広がっています。こうした状況に歯止めをかけるために、どのように医療と介護の連携を進めていくのかをお伺いします。

2点目は、介護従事者に対する医療にかかわる研修の充実についてお伺いします。

特養ホームやグループホームなどでも医療行為が医療保険の適用と認められました。そのことによって介護職員の医療行為、痰の吸引や経管栄養が介護職の業務として法律上容認されました。介護職員の研修体制をしっかりと保障する体制になっているのかお伺いします。

3点目は、介護職員の処遇改善についてお伺いします。

私たち日本共産党一関市議団では、ただいま市民の要望を聞くために市政アンケートに取り組んでおります。この中で、介護の現場を取り巻く状況の中でいつもご意見をいただくのは、介護労働者の賃金の低さを改善してほしいという声です。介護職員が生活設計を描けるような賃金水準を目標として設定し、計画的にその実現に寄与することはできないのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。ご清聴ありがとうございます。

議 長（岩淵一司君） 岡田もとみ君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 岡田もとみ議員の質問にお答えいたします。

まず、組管内の平成24年度の第1号被保険者の状況でございますが、本人とその世帯全員が市町村民税非課税である人数と生活保護受給者の人数については、1万3,146人となっております。第1号被保険者数4万2,961人に対して30.6%の割合となっております。

次に、要支援認定者数についてであります。介護を要する状態の軽減、または悪化の防止のために、日常生活に支援を要すると見込まれる状態の方で介護利用サービスを利用できる要支援状態の方は、その支援の必要の程度に応じて要支援1、それから要支援2に区分されております。平成25年3月31日現在、組管内の要支援認定者数は、要支援1が1,379人、要支援2が1,053人、合計で2,432人となっており、要支援、要介護認定者数8,584人に対して28.3%の割合となっております。

次に、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会で審議されている内容でございますが、社会保障審議会介護保険部会は、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会の介護給付費分科会により設置された部会でございます。現在、在宅サービス及び施設サービス等について審議が進められております。

先の報道によりますと、同部会の審議において、要支援と認定された方々を将来的に介護保険制度から切り離すことを含めて見直す方針を固めたとされておりますが、審議過程においては、介護保険制度から市町村や地域包括支援センターの事業に移行するべきという意見がある一方で、要支援者に対する予防給付の導入は、状態の重度化防止に一定の成果があるとの意見も出されているところであり、最終的な方針については現在のところ示されていない状況でございます。

要支援者の介護保険制度の適用における位置づけにつきましては、今後策定する第6期の介護保険事業計画においても、保険料の設定や保険給付費等に関し影響があると考えられますことか

ら、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

なお、要支援者の利用する介護予防サービスが保険給付の対象外となった場合の影響については、事務局長から答弁させます。

次に、利用料の減免についてでございますが、介護老人福祉施設や介護老人保健施設などの介護保険施設につきましては、低所得者対策として居住費と食費の負担の軽減制度が設けられておりますが、認知症高齢者グループホームは、介護保険制度の中の地域密着型サービスにおける居宅サービスとして行われており、居住費と食費の負担権限制度が適用になる介護保険施設には含まれていないところでございます。組保管内では25の事業所で315床の認知症高齢者グループホームが運営されておりますが、これらにつきましても、介護老人福祉施設等の介護保険施設と同様に低所得者の負担軽減制度は必要と考えておりまして、国の責任と負担のもと、介護保険の制度において実施することを、全国介護保険広域化推進会議を通じて国に要望しているところであります。

次に、介護サービス利用料と介護保険料についてでございますが、介護サービス利用の自己負担割合の見直しにつきましては、現在、国から具体的な方針は示されておられません。また、介護保険料につきましては、介護予防事業等の推進により高齢者の健康寿命を延ばし、高齢者の生活の質を維持・向上させることで保険給付の抑制を図ることが保険料の適正な設定にもつながってくるものと考えておりますが、具体的な金額につきましては、今後、第6期介護保険事業計画策定の協議の中で検討を進めていくものでございます。

介護給付費準備基金についてでございますけれども、第5期介護保険事業計画期間におきましては、介護給付費準備基金から4億円を繰り入れ、これとあわせて県から交付された財政安定化基金の取り崩しによる交付金2億3,690万円ほどを繰り入れることにより、第1号被保険者の介護保険料の基準月額を472円引き下げしたところであります。介護給付費準備基金の平成24年度末現在高は約7億900万円となっておりますが、平成25年度及び平成26年度の保険給付の推移を見ながら、今後においても介護保険制度の安定的な運営のために活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、医療と介護の連携についてであります。高齢者世帯や高齢者の一人世帯が増加する中であって、高齢者が退院後に自宅で不自由なく過ごせるようにとの観点から、医療機関と介護支援専門員との連携により、高齢者のニーズに応じたケアが受けられるよう調整を図ることが必要であると認識しております。

要介護認定を受けた高齢者で自宅での生活が困難な高齢者につきましては、退院前に介護支援専門員と相談の上、介護保険施設への入所に向けた調整を行いますが、退院後、直ちに介護保険施設に入所できない場合には、訪問介護や訪問看護などの在宅サービスの介護支援計画を作成して対応することとしております。また、要介護認定を申請しておらず、担当の介護支援専門員がいない場合であって高齢者本人の状況から在宅生活が困難な場合には、最寄りの地域包括支援センターが退院に向けて相談に応じることとしております。

次に、介護保険施設の整備についてであります。第5期介護保険事業計画の施設整備の割合については、要介護2から要介護5までの認定者数に対する施設系サービスの利用者の割合を、平成26年度に概ね50%と想定して計画しているところであります。このうち、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる小規模特別養護老人ホーム、これは平成25年度に東部地域に29床、平成26年度に西部地域に29床の整備を計画しているところであります。しかしながら、

施設の整備は保険給付費の増加につながり、その結果、第1号被保険者の介護保険料の上昇も伴うことになりますことから、給付と負担の均衡を考慮に入れながら計画してまいりたいと考えております。

なお、介護従事者の医療にかかわる研修については、事務局長から答弁させます。

次に、介護職員の処遇改善についてであります。介護における雇用を安定させ優秀な人材を確保するため、国では平成21年10月に介護職員処遇改善交付金制度を創設いたしまして、その制度は平成23年度まで実施されたところであります。介護職員処遇改善交付金制度は、介護事業者が岩手県に賃金改善計画を策定して申請をすることにより、処遇改善に要する賃金相当額が交付されるものであります。県南広域振興局保健福祉環境部の調べによりますと、この制度による組合管内の介護事業所の職員1人当たりの賃金月額、平成23年度において平均約1万7,500円の増となっております。平成24年度からは、この介護職員処遇改善交付金相当分が介護報酬に移行され、介護職員処遇改善加算が創設されているところであります。介護職員の賃金の改善の実施につきましては、特別養護老人ホーム、老人保険施設等、県が指定を行う施設につきましては県が取りまとめを行い、広域行政組合が所管する地域密着型サービス事業所につきましては、組合において、9月下旬を目途に現在取りまとめを行っております。

今後の介護職員の処遇改善の進め方についてであります。介護事業所の職員の賃金は、当該事業所の経営にかかわる部分でもございますことから、組合といたしましては事業所に対して直接介護職員の賃金額の改善を求めることはありませんが、地域密着型サービス事業所の実地調査の際には、介護職員処遇改善加算の趣旨について、事業所に対して理解を求めてまいりたいと考えております。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 要支援者の利用する介護予防サービスが保険給付の対象外となった場合の影響についてであります。平成24年度の要支援者に対する介護予防サービスのうち訪問介護は延べ6,595人が利用し、介護予防サービス費は約1億2,000万円、それから通所介護は延べ1万2,719人が利用し、介護予防サービス費は約3億6,900万円となっております。また、介護予防サービス費全体に占める割合は、訪問介護が17.3%、通所介護が53.2%となっており、主要な介護予防サービスとなっております。訪問介護や通所介護に保険給付を行わないこととなった場合、これらのサービスの利用が減少することが想定され、これにより高齢者の日常生活に必要な機能の低下の進行や、介護予防サービスを実施している事業所の経営への影響が懸念されるものであります。

次に、介護従事者の医療にかかわる研修についてであります。平成24年度の地域の介護支援専門員を対象とした研修は、地域包括支援センター主催による医療に強くなるケアマネジメント研修会と、地域包括支援センターと一関市医療と介護の連携連絡会との共催による研修会を、医師会の協力を得て延べ4回開催いたしました。平成25年度につきましても、10月に地域包括支援センター主催の介護支援専門員研修において医療に関する研修を行う予定となっております。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） ありがとうございます。

65歳以上の介護保険料は今、月額で基準額が4,797円という状況です。そうした中で、要支援の認定者は2,432人ということです。この保険料については、やはり年金で納めている方にとっては重い負担となっていますし、要支援の1、2の認定者については平成23年度から平成24年度

の1年間で143人増えているんですね。全体の認定者に至っては502人の増となっていることが資料からうかがえます。介護保険利用者は確実に増えているということで、このままですと、審議会の内容、影響も答弁していただきましたが、やはり老後も安心できる介護制度というような状況では今ないということです。給付範囲の見直し、効率化を図るべきとする審議会の意見もあります。全体的にはもっと負担を増やせ、そして厚生労働省などはボランティアに任せるという姿勢も意見として出されているところです。こうした状況で、特に認知症の方についてですね、専門家のヘルパーが継続して寄り添って信頼関係をつくるのが今、取り組みの基本になっていますが、審議会の言うとおりにボランティアでこうした仕事はできるんでしょうか、いかがですか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 認知症の方をボランティアの方で対応できるのかというふうなご質問であります。ご存じのとおり、当然認知症の方に対しては、ある意味、専門性が求められるという部分も確かにあろうかと思えます。ただ、厚労省といたしましては、そういった認知症に対するサポーターの要請というものにつきましても力を入れていきたいというふうなことでありますし、現にそういった対応をしているところでもあります。そういった方々に、より専門的な知識を身につけさせていただいて対応いただくことが、社会保障制度全般の制度の中においては、よりベターなことかなというふうな認識であります。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 今、利用されている生活援助のサービスですね、調理とか洗濯、清掃、こうしたサービスというのは、単なる家事代行サービスではないんですね。利用者にとっては生きる意欲にもつながる支援になっています。もともと要支援は支援必要者を支援して、上の段階の要介護にならないようにするための介護認定ということで支援しているのではなかったでしょうか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） ご指摘のとおり、要支援者に対しては、いかにその状態を維持、あるいは改善していきながら要介護状態にならないようにしていくかというのはおっしゃるとおり、それが大きな趣旨かというふうに思っております。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） そうしますと、この要支援1、2の方を介護保険給付に該当しないとかボランティアでできることを任せるといような状況になると、何で介護保険料を支払っているのか、そもそも介護保険制度は何のためにあるのかという利用者の方々の疑問につながっていくと思うんですね。ちゃんと、やはりそういう点では制度をしっかりと守って、減免制度もつくり、高齢者の負担を抑えながら介護サービスの充実と家族介護の負担軽減などに取り組んでいかなければいけないと思います。

管内のグループホームに315ベッドあると今答弁にもありましたが、低所得者対策に315ベッドの試算というか、必要な額というのが、前の議会で2,500万円から3,000万円が必要になるという答弁をいただいているんですけども、この経緯について、高齢者の健康を維持するために利用できる基金があると思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 準備基金のあり方につきましては、基本線といたしまして介護保険事業計画で定めた進捗率を超えた場合に、当然保険給付費が予算以上に増大してまいりますので、そう

いったときに組合で管理している基金から給付費に充てるというのが大前提になってございます。本来の基金の目的がそういったことだろうというふうに認識いたしております。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 大前提は前の議会でもお答えいただいているので、それを承知でお伺いしているんですけれども、結局、高齢者の暮らし、介護になっている方々の負担を、どうやって広域行政組合で抑えながら介護の状況にある高齢者の生活を守っていくかというところでお伺いしているんですね。それで、審議会の中では、要介護5、6の所得段階についても引き上げの意見が出ています。その要介護5、6の所得段階での引き上げというのを、ちょっと所得段階で決算書を見ましたら、要介護5の区分の中で滞納繰越分ですね、それが第5段階が一番収入未済額が多くて929万円あったんですね。これをやはり高齢者の負担だけで賄うというようなことになると、滞納額が増えるだけだと思うんですけれども、いかがですか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） ただいまのご指摘があった900何万円という部分につきましては、主要な施策の成果に関する説明書の中の数字かというふうに思っております。いずれ、負担と給付のあり方、これにつきましては、当然、今、社会保障制度改革国民会議の中で議論してございますけれども、その大きな柱が基本的に持続可能な社会保障制度、これをまずもって目指すことが第一義的な部分でございます。そういった中で、当然、給付の抑制でありますとか、それから負担については、世代間の公平性を維持するとかですね、いずれ基本的な線とすれば介護保険にかかわらず、社会保障制度全般をどのようにして維持していくかというのが大きな議論の中にあります。そういった中で、所得の段階、区分別をどうするかというのは、具体的には今後の国の考え方といいますか、そういったものを見ていかなければいけないというふうに考えてございます。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） この厚生労働省の社会保険審議会の介護保険部会で意見が出ているのは、まだまだもっとたくさんありまして、その一つに、紹介状のない患者が大病院で外来受診した際の自己負担も議論されていますよね。そうしたところに一定額の負担の引き上げを求めているんですが、例として1万円というふうに書かれていました。こうしたことが次々と出されていて、それで持続可能な介護保険制度、これでは保険制度だけが残って高齢者の生活が崩壊してしまうというような状況ですよ。これをやはり、国の負担割合が増えるのが大前提ですが、やはり広域行政組合として、前回は累進性のところで多段階に分けて保険料増額をしましたが、それだけではやはり限界があると思うので、給付と負担のあり方も国だけではなくて広域組合で検討していく必要があると思いますので、今後そうした点にもいろいろとご努力いただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 介護保険制度につきましては、基本的には全国的に同一水準を維持しなくてはならない、これは当然国策の中では当たり前の議論だと思います。そういった中で、国の負担率とか県、あるいは支払基金、それから組合の負担率は法律で、介護保険法で当然決まっております。そういった中で、組合としてどうしていくかというのは、広域化推進会議とかそういった部分で要望していく以外道はないだろうというふうに考えてございます。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） この組合としての国への要望、答弁でいただいているんですけれども、そ

の回答についてお伺いしたいと思います。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） その件につきましては、厚労省に要望はしてございますけれども、具体的な回答は得られていないというふうなことであります。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） これだけ待機者もなかなか解消されない、こういった地域からの声に対して回答もよこされない、そういった状況では、やはりこれから一関市はどんどん高齢化が進むというような状況にあって、やはり回答待ちでなくて、やっぱり自分たちの広域行政組合の中での努力が、やっぱり前提にとらわれずにやっていく必要があるんだと思うので、よろしくお伺いしたいと思います。

次に、介護職員についてお伺いします。

介護職については、やはり言うまでもありませんが、人の命、そして人生を預かる専門職です。こうした人たちの処遇が、平成23年度は1万7,000円増というような状況でしたけれども、平成24年度になってその処遇の基金の繰り入れ方が変わってしまったということで、この処遇改善の基金について、きちんと把握できないような状況になっていると思うんですね。先ほどの答弁では、地域の包括については9月に取りまとめを行うということでしたが、この取りまとめの具体的な内容というのを大まかでいいのでご紹介いただきたいと思います。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 当組合が所管しておりますのが地域密着型サービス部分でございます。そういった部分については9月ごろ、常勤換算でどのぐらい改善になったのかという部分について調査してまいりたいというふうに思っております。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 委託費についてなんですけれども、毎年1年更新となっているはずですね。そうしたときに、今回の9月の取りまとめとあわせて、やはりもっと広い範囲で地域包括での悩みとか状況ですね、具体的に聞くということが大事だと思うんですけれども、前回の議会でもお伺いはしていたと思うんですけれども、そういう地域包括の意見を聞くということはこの中にはないんですか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 各事業所の処遇改善がどうなったかという部分での調査でございます。したがって、地域包括の管轄外というふうなことでちょっと認識はしてございます。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 地域包括の状況について、いろいろと聞き取りを行っていただきたいという指摘なんですけれども、それについてはいかがですか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） いわゆる介護施設で働いている方の処遇改善ということではなくて、地域包括支援センターでのその中での状況といたしますか、そういった部分についての調査というふうなことでとらえさせていただいて。

賃金改善とは別な議論ですよ。包括の中の。

地域包括支援センターで働いている、委託で働いている方々の賃金のことであれば、それはそれで一旦、その委託料の算定については近隣とかいろんな部分を参考にしながら委託料を設定し

たところではありますけれども、現在の委託料とそこで働いている方の賃金の実態といいますか、そういった部分については、これとはまた別な角度から検討してまいりたいというふうに思います。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 委託費についても検討しているということのお話だったと思うんですけども、その委託している責任者といいますか、担当者との具体的なやりとりというのは、聞き取りというのは、その状況の中であるかどうか、今後やっていただきたいという要望なんですけれども、その点についていかがでしょうか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 委託の地域包括支援センターの実態調査については、今年度、実施する予定でございます。そういった中で調べてまいりたいというふうに思います。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） よろしくお願ひしたいと思います。

地域包括支援センターでの介護予防のケアプランの作成ですね、そのほかにも高齢者や家族の相談やケアマネジャーへの支援など総合的な役割を担っているという状況で、やはり地域包括支援センターの現状は包括でのプラン作成数の増加に伴って予防プランの作成に追われているという状況があるんですけれども、ここの改善を図る必要があると思うんですね。その点については、これは地域包括支援センターの、個々の地域センターに任せているという状況になっているのか、ちょっとお伺ひしたいと思います。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 地域包括支援センターのあり方につきましては、今後、ますますその役割が増大していくというふうな状況でございます。今般の社会保障制度改革国民会議の議論の中でも当然取り上げられてございます。そういった考えがありますので、地域包括支援センターのあり方につきましては、さらに検討して進めてまいりたいというふうに思っております。医療と介護の連携、こういったものもますます増大してくるというふうな状況でありますので、そういった方向で進んでいくべきものというふうに思っております。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） いろいろと課題が多いんですけれども、これからも利用者負担は今が限界だという声が聞かれていますし、やはりそこで働く人たちの処遇改善というのが、なかなか皆さんが納得できるような状況になっていないというのが実態ですので、引き続き6期に向けてご努力いただきたいと思います。

終わります。

議長（岩渕一司君） 岡田もとみ君の質問を終わります。

次に、海野正之君質問を許します。

海野正之君の質問は、一括質問答弁方式です。

9番、海野正之君。

9番（海野正之君） 9番、海野正之でございます。

議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問を行います。

質問に先立ちまして、先日の大雨・洪水被害の発生でこの地域におきましても大きな被害を受けたわけではありますが、被害を受けられました方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、

一日も早く通常の生活に戻れますようお祈りを申し上げる次第であります。また、このような豪雨は最近、特に頻繁に発生しているように感じられますので、防災対策のさらなる充実を願うものであります。

それでは、質問に入りますが、私は先に通告をしておりますとおり、放射能汚染牧草の追加焼却について、当局の基本的な考えと姿勢についてお伺いいたします。

この件につきましては、同僚議員の方々も質問をされておりますが、私の観点に立ってお伺いをしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

私は、昨年3月にもこの放射能汚染牧草の焼却処分についてお伺いをいたしました。今回は、暫定規制値の見直しによって放射能汚染牧草とされたものの追加焼却処分について、通告に従い、順を追ってお伺いをいたします。

まず、第1に、これまでの経緯とこれに対する管理者としてのご見解をお伺いいたします。当初、放射能汚染牧草とされる約1,600トンの焼却処理につきましては、大東及び東山両清掃センターの周辺住民に、やむを得ないとする苦渋のご決断を願って昨年2月より開始し、本年9月には終了できる見通しと伺っております。しかし、その後、昨年4月、暫定規制値の見直しにより、新たに4,900トンの牧草が放射能汚染牧草とされ、その処理についても迫られることとなり、その追加焼却処理について、関係地域の方々に理解を求めべく説明会を開催されたと伺っております。これまでの処理経過と説明会における内容及び住民の方々から出されたご意見等はどのようなものであったのかお伺いいたします。あわせて、それに対する管理者としてのご見解をお伺いいたします。

2番目に、現施設における追加焼却処理の必要性についてお伺いいたします。

私も東山清掃センターの流域地域での説明会に出席させていただきましたが、住民の方々からは、最終処分施設として放射能濃度は管理されているものの、放射能の量そのものは確実に増えており、30年を超える老朽施設であることとあわせて、将来における放射性物質の漏出など、地域の安全や健康に対する不安を危惧する意見が出されたと承知をいたしております。実際、放射能の量については、現在までの処理量からの単純計算では25億ベクレルを超えているとのことであります。これは、時間の経過とともに減衰すると言われておりますので、このような単純計算による推計はできないとは思いますが、しかしながら、相当量が既に埋却処理されていることには間違いのないところであります。その上、さらに追加しようとするものでありますので、住民の方々の不安は十分に理解できるものであります。

私は、昨年3月の一般質問におきましても、当該地域だけにさらなる処理を押しつけることは共助の精神に反するものと申し上げました。しかしながら、残念なことに現在のところ、この方法以外に有効な対策が見当たらないことも現実であります。さらに、この一関地域にはこの牧草以外にも相当量の放射能汚染物質が存在をしており、そのようなものまでやむを得ないとしてこの施設に最終処分されてしまうのではないかと不信感さえ感じられますが、そのことについてのご見解もお伺いいたします。

本来、国及び東京電力の責任において放射能汚染物質を処理し、原状回復すべきものであり、これを地方自治体に押しつけることは国の責任回避であり、事態に対する認識の欠如と言わざるを得ません。

3番目に、安全対策及び健康不安対策について、特に最終処分地である東山清掃センターの現状と今後の対応についてお伺いいたします。

管理者もご承知のとおり、東山清掃センターの流域住民の方々は、決して事態に対して理解のない方々ではないと思います。ただ、先にも申し上げましたとおり、現施設の老朽化とあわせて、この施設の処分可能年数はおよそ10年程度と伺っておりますが、処分が終了し施設が廃止された後も何十年もの間、相当量の放射能物質を背負って住み続けていかなければならないわけであり、維持管理を続けると言われても、年月の経過とともにこの事態に対する認識の風化などが心配をされます。私は、施設の抜本的な強化と恒久的に不安のない処分方法をとられることが、この地域の方々の不安軽減とご理解をいただく道であると考えますが、管理者のお考えをお伺いいたします。

4 番目として、周辺地域住民の理解を求めるための対応についてお伺いをいたします。

追加焼却処分について、関係地域住民の方々との説明会を開催したとのことですが、理解と協力を得るためには、住民の方々のご意見に対する対応を検討された上でさらに説明会を持つ必要があると考えますが、管理者としてどのようにお考えであるか、お伺いいたします。

最後に、この方法とは別の処理方法について今後検討されるか、されるお考えはないかについて伺います。先ほどの質問にもありましたが、これは行政組合に申し上げる内容も超えているかと思いますが、十分に処理について関連があるところからお伺いをさせていただきます。

先にも申し上げましたとおり、この追加処理を続けていくことは、当該地域の方々にのみ負担を押しつけることとなり、お互いさまということや共助の精神に反することであると考えます。国の方針や処理技術の進展等にも関係することと思いますが、可能な限り当該地域だけに負担を押しつけるのではなく、安全で安定した処理方法を真剣に模索する努力は重要と考えますが、このことについてのご見解もお伺いをいたします。

以上を申し上げまして、壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

議長（岩渕一司君） 海野正之君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 海野正之議員の質問にお答えいたします。

まず、暫定許容値が変更されたことにより、新たに発生した放射性物質に汚染された牧草の焼却についてであります。福島第一原子力発電所事故により、平成23年6月に一関の牧草から1キログラム当たり1,000ベクレルを超える放射性セシウムが検出され、一関市及び平泉町において牧草の利用自粛が開始されたことに伴い、これら牧草の処分が必要となったところでございます。

組合では、一関市からこれらの汚染牧草の処分についての協議を受け、大東清掃センターでの焼却が最も適切な方法と判断したことから、試験焼却の実施についての住民説明会を経て、平成23年10月に試験焼却を実施、その結果、安全を確保するために設定した管理基準値内で焼却できることを確認したものでございます。その後、本焼却に向けて住民説明会を経て、周辺住民の皆様のご理解をいただき、平成24年2月から大東清掃センターでの本焼却を開始、発生した焼却灰については東山清掃センターに埋め立て処理を行っているものでございます。

ところが、国において、平成24年4月に牧草等の飼料の暫定許容値が300ベクレルから100ベクレルに引き下げられ、飼料として使用できない牧草が新たに発生したことから、一関市からその処理についての協議が組合にあったところでございます。組合では、当初計画した1,613トンの放射性物質を含む牧草の焼却処理が本年9月初旬に終了する見込みであることから、今までと同じ方法で大東清掃センターにおいて焼却処理を継続させていただきたいとの趣旨で、大東清掃セ

ンター公害防止対策協議会及び東山清掃センター公害防止協定委員会において協議するとともに、大東清掃センターと東山清掃センター周辺の自治会住民と、焼却灰の運搬経路に当たる自治会の住民を対象に、8地区7会場で6月18日から6月30日まで住民説明会を開催したものでございます。

住民説明会においては、新たに発生した4,925トンの汚染牧草を約5年間で焼却することを説明いたしましたが、住民の皆様からは、牧草の焼却が終わった後にそれ以外の放射性物質を含んだ廃棄物の処理を行うことにならないか、そのようなご懸念、それから焼却処理や焼却灰の埋め立てなどに関する安全性の確保に対するご質問、大東清掃センターだけでなく一関清掃センターも活用した焼却処理はできないのかというご質問等をいただいたところであります。

組合では、より安全に一日も早く汚染牧草を焼却するためには、大東清掃センターでの焼却及び東山清掃センターでの埋め立て処理が最善の方法であると考えておりますことから、大東清掃センター及び東山清掃センター周辺住民の方々に丁寧の説明を行い、ご理解とご協力をいただけるよう努力をしまいたいと考えております。

次に、大東清掃センターでの汚染牧草の焼却の必要性についてでございますが、牧草の処分方法として国から示されている手法は、通常の一般廃棄物として最終処分場に埋却する方法、それから集塵装置に適切な能力を有する施設での焼却、そして、そのまま、または腐熟化した上でほ場にすき込む方法、この三つの方法が示されております。

処理を行うに当たって最終処分場への埋却については、埋却場所確保のための相当規模の工事の必要があること、また、ほ場へのすき込みについては、県の方針として、農地に還元施用された場合の土壌中での放射性物質の挙動、あるいは作物への吸収メカニズムが明らかになっていないことから、生産される作物への影響を考慮して実施しないこととしております。このため、より早く安全に行うことのできる手法として、放射性物質の除去に有効なバグフィルターを備えている大東清掃センターでの焼却処理を選択して実施しているところでございます。

なお、東山清掃センターにおいては、搬入した焼却灰をベントナイトシートで覆った上で、50センチメートルの覆土をして、キレート剤で固めた灰から放射性物質が溶出しないように雨水の侵入対策を行っております。また、定期的に放射性物質濃度測定を行っておりますが、地下水、原水、放流水の測定値はいずれも不検出となっているところであり、焼却灰の埋め立てによる周辺環境への影響はないものと考えております。

次に、牧草以外の汚染物の焼却等についてでございますが、新たに発生した牧草につきましては、4,925トン約5年をかけて焼却処理を行う計画としておりますが、大東清掃センターにおいては牧草以外の焼却はしない方針でございまして、そのことは住民の皆様にも説明をしているところでございます。

次に、汚染牧草の焼却を行う際の安全対策でございますが、新たに発生した放射性物質に汚染された牧草の焼却処理を行うに当たりまして、現在の焼却処理を開始するに当たって施設周辺自治会の方々にお示しした中止基準を適用し、安全には十分配慮しながら処理を進めるとともに、汚染牧草の焼却による放射性セシウムの濃度管理の継続やその処理量、測定データなどの情報の周知についても継続をして行っております。

また、東山清掃センターは管理型処分場であることから、国のガイドラインに従った覆土処理で埋め立てる方法を用いており、さらに半永久的に使用可能とされているベントナイトシートで遮水しており、放射性セシウムが漏れ出すおそれはないものと考えております。これまでの

測定結果などからも十分に安全性が確保できていることから、これまでと同様の処理方法で放射性物質の長期保管に耐えられるものと考えているところであります。

また、健康不安への対策でございますが、大東清掃センター及び東山清掃センター周辺の住民の皆様に対しましては、ダイオキシンや放射能などの各種測定結果を、対話集会や回覧などにより定期的に情報提供して、不安の解消に努めてきているところでございます。周辺住民の皆様の健康不安の解消のための具体的な方策につきましては、今後とも検討してまいります。

なお、周辺住民の方々に対しましては、これまでの説明会においていただきましたご意見などを踏まえまして、ご理解とご協力をいただけるよう今後とも最大限の努力をしてみたいと考えております。

次に、東山清掃センター以外への焼却灰の埋め立て処理についてでございますが、新たに最終処分場を設けるとなれば、予定地の周辺住民の皆様の合意をいただいた上で建設工事に着手するということになりますことから、整備には数年を要することになり、また、農家の方々の負担等を早期に軽減するためには、一刻も早く早期に汚染牧草を処分しなければならない状況にございます。当面は既存施設への埋め立てが現実的な方法と考えているところでございます。新たな最終処分場の確保については、今後、東山清掃センターの埋め立て終了時期を考慮しながら検討をしてみたいと考えております。

なお、国から新たな知見に基づいて新たな処理方法が示された場合には、このこと自体を国の方に今、求めているところでございますが、構成市町と協議の上、実施可能性などを検討しながら対応してみたいと考えております。

議 長（岩渕一司君） 9番、海野正之君。

9 番（海野正之君） ただいまは、管理者からご答弁をいただきましてありがとうございます。

私は、これまでの管理者及びご当局の対応については、誠実に対応されてきたものというふうに思っております。恐らく地域の流域住民の方々もそのように理解をされているものというふうに感じております。

しかしながら、先日、所萱地域での説明会におきまして、ご意見が出されたことは、放射能汚染物質である稲わらの一時保管については、一関各地域で大きな反対に遭い、それを断念をせざるを得なかった、そういう中でもこの地域、これらの当該地域におきましては、このような歓迎をするということでは決してありませんが、反対をせずに埋却処分を受け入れてきたと、そのことでも、一関市民としての地域としての役割はもう既に果たしているのではないかというようなお話をされる方がおりました。大変私も胸に染みいったお話でございました。確かにそのとおりであるというように言わざるを得ないことであります。ただ、先ほども申し上げましたとおり、残念ながらそれに代わる方法は現在ないというのが現実であるということなのでございまして、何とか地域の方々のご理解を得るような対応を見つけ出さなければいけないというように改めて私も感じた次第でございます。

壇上でも申し上げましたが、相当量の放射性物質が既にもう埋却処分されているわけでありまして、これの今後追加焼却処分をするということになりますと、かなりの量が予想されます。それを今後何十年もそれを背負いながら住み続けていかなければならない、その住民の方々の思いというのは、私は十分に理解をできますし、ご当局におかれましては理解をされておるものというふうに思います。

地域の何人かの方々から私もいろいろお話をお聞きをしてみました。やはり施設を受け入れた

先輩方の意思というものは尊重しなければならないというような思いの方々もおいででした。しかしながら、やはり今までの方法、埋却処分の方法、あるいは施設そのものの改良というものがなくて、そのまま我々はそうですかというように受け入れることは難しいのではないかとというように話をされておられました。何とかご当局でもいろいろな方法を現在、具体的に検討されているものというように思っているというようにお話をしてまいりましたが、できれば現在までのところ、東山清掃センターに限ってどのような対応をお考えであるかお伺いをいたします。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 東山清掃センターにつきましては、今般の放射性セシウムの埋め立てに当たりまして、万が一の話ではございますけれども、原水から放射性セシウムが検出された場合につきましては、ゼオライト槽を設けまして放流水からは出さないというふうなところで対策を練ってきておりましたけれども、幸い、今まで原水から放射性セシウムが検出されたというふうな状況がないことから、ゼオライト槽の運転はしていなかったというふうな状況であります。いずれ、万が一のことを考えた対応をとってきたというふうなところであります。

それから焼却灰の埋め立てにつきましても、ベントナイトシート等を布設いたしまして、雨水が浸入しないよう、そしてまた放射性セシウムが漏出しないような対策を、国のガイドラインにのっとってとってきたところでございます。今後とも、国のそういったガイドラインを守りながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（岩渕一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 最終埋め立て処分場を抱えている地域ということでございますので、やはり焼却をすれば焼却施設なところは一応焼却としての役割は果たしたことになると思います。その後、永久的にその焼却灰を抱え込むのが最終処分場になるわけでございまして、やはり最終処分場を抱える地域の住民の方々にはすれば、非常にその焼却灰がそこに存在する限り、やはり不安は払拭できない部分が相当強く残るものと思います。何か問題が起きたときに、それに適切に対処していくというのは、これは当然のことでございます。今、事務局長から答弁したとおりでございます。やはりそれプラスその地域の方々のために何をどうやっていくかということについては、管理者としての立場で市行政の方と今後、具体的に検討を進めてく必要があるだろうと私は、今そのように思っております。

議長（岩渕一司君） 9番、海野正之君。

9番（海野正之君） 管理者からはいろいろご配慮いただいたお話をいただきました。

私も、先日の説明会並びにその後のいろいろな方々とのお話をお聞きした中で、管理者は答弁の中で、これまでと同じ方法で処理をさせていただきたいということで理解をいただきたいというお答えでございました。やはり今後、大量の放射性物質を何十年も抱えていく、そういう中に住み続けていくという地域に対しまして、この処分方法をやはり抜本的に改善をして、あるいは処理施設の改良を加えて、できるだけ不安を軽減するということが、まずもって地域の方々の理解を得るための私は最低限の条件ではないかというように考えております。そのような中で、せっかくこれまでも理解ある苦渋の決断をされてこられた地域でございます。そのような方々を私どもは信頼をし、また、その地域の方々も管理者ご当局を信頼をしているわけでありますから、それに応えていかなければならないというように思いますが、改めて管理者のご見解をお伺いをいたします。

議長（岩渕一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） ただいま議員からご意見、お話がございましたとおり、一つには現在の管理手法、技術的な面でございますけれども、より上のレベルの管理型の施設、そういうものを求めていくというのは当然でございます。これについては、国の方とのいろいろな話し合いの際にもこちらから提案しているところでございます。新たな知見による方法が研究、開発されることを希望しているんだということを言ってございますし、それについての努力をしていただきたいということも申し上げてまいりました。そういう技術的な面からの対応、これは今後とも求めていきたいと思います。それプラス、やはり私は地域の方々にこれまで苦渋の決断をしていただいて、ご苦労なさってきたその経緯を踏まえて、であれば組合として、あるいは市長部局の方と協議をして、そこから何が対応させていただける部分があるのかというあたりを今後、協議をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。具体的なものの持ち合わせは今ございませんけれども、今後、組合として、あるいは市と協議をする中で、その方向づけをさせていただきたいと思っております。

議長（岩渕一司君） 海野正之君の質問を終わります。

午後２時４５分まで休憩します。

休憩 午後２時２７分

再開 午後２時４５分

議長（岩渕一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、議事の運営上、あらかじめ会議時間を延長します。

日程第４、認第１号、専決処分についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 認第１号、専決処分について、提案理由を申し上げます。

本案は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の減額支給措置を踏まえ、一関市の例に準じた所要の措置を講ずるため、一関地区広域行政組合一般職の職員の給料の特例に関する条例を専決処分したものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 認第１号、専決処分について、補足説明を申し上げます。

本案は、一関地区広域行政組合の一般職の職員の給料の特例については、一関市一般職の職員の給料の特例に関する条例の例によることとする旨定めるものであります。

したがいまして、一関地区広域行政組合の一般職の職員につきましても、一関市の例に準じ、平成25年７月１日から平成26年３月31日までの間、行政職給料表にありましては、２級以下の級にあつては２％、３級から６級までにあつては３％、７級にあつては４％の減額を行うものであります。

附則でございますが、この条例の施行期日は、一関市一般職の職員の給料の特例に関する条例の施行期日と同じく、平成25年７月１日であります。

以上であります。よろしく願い申し上げます。

議長（岩渕一司君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（岩渕一司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(岩淵一司君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

認第1号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(岩淵一司君) 起立多数。

よって、認第1号は、承認することに決定しました。

議 長(岩淵一司君) 日程第5、認第2号、平成24年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第6、認第3号、平成24年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者(田代善久君) 認第2号、平成24年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び認第3号、平成24年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成24年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の審査を終えましたので、議会の認定に付するものであります。

なお、一般会計及び特別会計決算の概要につきましては、会計管理者及び事務局長が説明いたします。

議 長(岩淵一司君) 金今会計管理者。

会計管理者(金今寿信君) それでは、私から、平成24年度一般会計及び介護保険特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

決算書の6ページをお開き願います。

6ページ、7ページは、一般会計歳入歳出決算書の歳入を記載しております。

この表の下段には歳入合計を記載しておりますが、予算現額26億3,113万円に対しまして収入済額は26億5,657万1,170円となっております。

8ページをお開き願います。

8ページ、9ページは、同決算書の歳出を記載しております。

この表の下段には歳出合計を記載しておりますが、予算現額26億3,113万円に対しまして支出済額は24億8,122万6,241円となっております。

したがって、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額は、9ページ、右下欄外に記載しておりますが、1億7,534万4,929円となっております。

次に、42ページをお開き願います。

42、43ページは、介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算書の歳入を記載しております。

この表の下段には歳入合計を記載しておりますが、予算現額138億379万8,000円に対しまして収入済額は134億4,089万353円となっております。

44ページをお開き願います。

44、45ページは、同決算書の歳出を記載しております。

この表の下段には歳出合計を記載しておりますが、予算現額138億379万8,000円に対しまして支出済額は129億9,760万9,867円となっております。

したがいまして、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額は、45ページ、右下欄外に記載しておりますが、4億4,328万486円となっております。

46ページをお開き願います。

46、47ページは、介護保険特別会計サービス勘定歳入歳出決算書の歳入を記載しております。

この表の下段には歳入合計を記載しておりますが、予算現額3,660万7,000円に対しまして収入済額は3,778万7,983円となっております。

48ページをお開き願います。

48、49ページは同決算書の歳出を記載しております。

この表の下段には歳出合計を記載しておりますが、予算現額3,660万7,000円に対しまして支出済額は3,259万2,647円となっております。

したがいまして、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額は、49ページ、右下欄外に記載しておりますが、519万5,336円となっております。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

2ページ、3ページは、歳入歳出決算会計別総括表であります。

ただいま説明申し上げました一般会計及び特別会計に係る決算額及び歳入歳出差引残額等がまとめられております。

次に、財産について説明申し上げます。

76ページをお開きください。

76ページから79ページまでは、財産に関する調書であります。

76、77ページは、土地及び建物に係る公有財産について、また100万円以上の備品について、それぞれの決算年度中の増減高及び決算年度末現在高等を記載してございます。

平成24年度は、土地及び建物については増減はありませんが、物品については乗用自動車が1台減となっております。

次のページ、78ページをお開きください。

78、79ページは、財政調整基金、介護給付費準備基金、介護従事者処遇改善臨時特例基金の三つの基金について、決算年度中の増減高及び決算年度末現在高等を記載しております。

80ページをお開きください。

このページは、定額資金を運用するために設置されている基金の運用状況を記載しております。

以上で、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要について、私からの説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

議 長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 初めに、認第2号、平成24年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算について、補足説明を申し上げます。

決算書の12ページ、13ページをお開き願います。

まず、歳入であります。

1款1項1目総務費分担金は、議会費、総務管理費、監査委員費などを賄う経費の分担金であり、その割合は一関市9分の8、平泉町が9分の1となっており、備考欄記載の金額のとおりで

あります。

2 目衛生費分担金は、衛生総務費、火葬場費、ごみ及びし尿処理費を賄う経費であります。1 節の衛生総務費分担金の分担割合にありましては、10%が均等割、90%が人口割、2 節火葬場費分担金、3 節ごみ処理費分担金、4 節し尿処理費分担金にありましては、10%が均等割、90%が利用割であります。

2 項 1 目建設事業費負担金は、地方債の償還に係る負担金となっております。

1 款の分担金及び負担金総額に対する構成市町の分担割合は、一関市94.5%、平泉町5.5%となったところであります。

詳細の金額、割合にありましては、主要な施策の成果に関する説明書の3ページに記載しておりますので、ご参照願います。

2 款 1 項 2 目火葬場使用料は、火葬炉、待合室、動物炉などの使用料であり、1 節約山斎苑使用料にありましては1,629件分、2 節千厩斎苑使用料にありましては1,245件分であります。

14、15ページになります。

2 款 2 項手数料、1 目 1 節一般廃棄物処理業許可申請手数料は4件分であり、2 節浄化槽清掃業許可申請手数料は1件分となっております。

2 目ごみ処理手数料、1 節一関清掃センター手数料にありましては、搬入廃棄物の総量が8,865トンとなっております。2 節大東清掃センター手数料につきましては、搬入廃棄物の総量が2,582トンとなっております。

3 目し尿処理手数料、1 節一関清掃センター手数料にありましては5万4,903キロリットル、2 節川崎清掃センター手数料にありましては3万3,122キロリットルのし尿、浄化槽汚泥を受け入れた手数料であります。

3 款 1 項 1 目衛生費国庫補助金につきましては、1 節廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金は、放射性モニタリングに対する補助金であります。2 節廃棄物処理施設災害復旧費補助金は、一関清掃センターの地震災害復旧に対する補助金であります。

2 項 1 目衛生費委託金は、指定廃棄物である放射性セシウム濃度が8,000ベクレルを超える焼却灰の保管業務に関する国からの委託金であります。

16、17ページになります。

4 款 1 項 1 目財産貸付収入は、電力柱等に係る土地の貸し付け、県立千厩病院への旧伝染病隔離病舎の貸付収入など、44件分であります。

2 項 2 目物品売払収入は、一関清掃センター及び大東清掃センターにおけるアルミ、スチール、アルミ缶、スチール缶、紙、ペットボトルなどの資源物及びリサイクルプラザにおける家具、自転車などの再生品316件の販売収入が主なものであります。

18、19ページになります。

8 款 2 項 1 目衛生費受託事業収入は、東日本大震災による大槌町からの震災廃棄物の処理委託料及び一関市内の汚染牧草の処理委託料であります。

20、21ページになります。

9 款 1 項 1 目衛生債は、川崎清掃センターの中央監視装置改良工事に充当したものであります。次に、歳出について申し上げます。

22、23ページになります。

歳出につきましては、各款項目ごとに備考欄に主な内容について記載しておりますので、その

中で金額の大きいもの、または新規のもの、特徴的なものについてご説明を申し上げます。

2 款 1 項 1 目総務管理費であります。備考欄、上から 6 行目、広報等印刷製本費は、組合広報 5 万 1,500 部の印刷であり、備考欄中ほどの内部情報系システム用機器使用料は、事務用パソコン 20 台の賃借料であります。

備考欄、一番下の財政調整基金積立金については、積立額は 1 億 2,327 万 8,000 円余りで、平成 24 年度末現在高は 2 億 9,020 万 8,000 円となるものであります。

24、25 ページになります。

3 款 1 項 1 目衛生総務費の備考欄、一番下の丸印、生活環境対策費の大東清掃センター周辺住民健康診断委託料は、公害防止協定に基づき、大東清掃センター隣接地域住民の健康診断を実施したものでありますけれども、汚染牧草焼却の関係から健診項目を追加しておりまして、受診者数は 169 人となっております。

26、27 ページになります。

3 款 2 項 1 目釣山斎苑管理費であります。備考欄、下から三つ目の火葬炉設備補修工事費は、排風機更新工事、炉内台車製作工事、LED 照明工事など 9 件であります。

2 目千厩斎苑管理費にありましては、備考欄、下から二つ目の火葬炉設備補修工事は、4 号火葬炉設備補修工事など 3 件であります。

なお、両斎苑の待合室に車いすを新規に設置いたしました。

28、29 ページになります。

3 款 3 項ごみ処理費、1 目一関清掃センター費であります。備考欄、上から 12 行目の施設補修等工事費は、ごみ焼却施設定期補修工事、排ガス処理施設定期補修工事、電動吊上装置設置工事など 14 件であります。

備考欄丸印、一番下の廃棄物処理施設モニタリング事業費は、一関清掃センターなどの放射性物質濃度測定業務の委託を行ったものであります。

30、31 ページになります。

2 目大東清掃センター費であります。備考欄、上から 7 行目の施設補修等工事費は、ごみ焼却施設定期補修工事、ごみクレーン整備工事、ろ過式集塵器緊急整備工事など、5 件であります。

3 目舞川清掃センター費であります。備考欄丸印の指定廃棄物保管事業費は、国の委託を受け、8,000 ベクレルを超える焼却飛灰をコンクリートボックスに保管したものであります。

32、33 ページになります。

5 目東山清掃センター費であります。備考欄、下から 2 行目の施設改修等工事費は、浸出水処理施設補修工事などを行ったものであります。

4 項し尿処理費、1 目一関清掃センター費であります。備考欄丸印、第 1 し尿処理施設管理費の施設補修等工事費は、機械棟東面・北面の外壁等補修工事など 4 件であり、丸印、第 2 し尿処理施設管理費の施設補修等工事費は、加圧曝気槽ノーコンタクトシール交換工事など、12 件であります。

34、35 ページになります。

3 款 4 項 2 目川崎清掃センター費であります。備考欄、下から 2 行目の施設補修工事費は、起債充当による中央監視装置改良工事など、14 件であります。

4 款 1 項公債費、1 目元金は、施設整備のため借り入れした組合債の元金で、整備事業ごとの償還金は備考欄の金額となります。2 目は、組合債の利子であります。

なお、目的別地方債残高などは、主要な施策の成果に関する説明書4ページに記載しておりますので、ご参照願います。

36、37ページになります。

7款1項2目廃棄物処理施設災害復旧費は、地震災害復旧工事として繰越明許により一関清掃センターごみ焼却施設側壁復旧工事を実施したものであります。

以上が、一般会計決算であります。

次に、認第3号、平成24年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算について、補足説明を申し上げます。

52、53ページをお開き願います。

事業勘定の歳入であります。

1款1項1目1節現年度分特別徴収保険料は、納付義務者3万7,699人、収納率は100%となっております。2節現年度分普通徴収保険料は、納付義務者5,262人で、収納率は87.6%であり、収入未済は659件であります。3節滞納繰越分は、調定人数1,377人で、収納率は14.92%であります。不納欠損345件の内訳は、死亡48件、生活困窮284件、転出13件となっております。

2款1項1目介護保険事業費分担金であります。1節介護給付費分担金の分担割合は、10%が高齢者人口割、90%が給付割で、2節地域支援事業費分担金は、100%高齢者人口割であり、3節事務費分担金は、10%が均等割、90%が高齢者人口割となっております。分担金総額に占める構成市町の分担割合は、一関市94%、平泉町6%となっております。分担金一覧表につきましては、主要な施策の成果に関する説明書31ページに記載しておりますので、ご参照願います。

4款1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は、介護給付費に対する国の負担分で、負担割合は在宅系で20%、施設で15%であります。

54、55ページになります。

2項国庫補助金、1目調整交付金は、第1号被保険者の総数に対する後期高齢者の割合、それから所得段階の分布状況などを勘案して算定されたものであり、交付率は介護給付費総額の8.37%となっております。

なお、東日本大震災の被災者に対する介護保険料及び一部負担金の減免に対する特別調整交付金も加算されております。

2目介護予防事業費交付金は、介護予防事業に対する補助金であり、補助率は25%であります。

3目包括的支援等事業費交付金は、任意事業、包括支援センター運営経費などに対する39.5%の補助金であります。

5目介護保険災害臨時特例補助金は、東日本大震災の被災者に対する介護保険料及び一部負担金の免除に伴う平成23年度分の補助であります。

5款1項支払基金交付金であります。1目介護給付費交付金は保険給付費の29%、2目介護予防事業費交付金は介護予防事業の29%の交付金であります。

6款1項県負担金であります。1目介護給付費負担金の負担割合は、施設で17.5%、在宅系では12.5%であります。

56、57ページになります。

6款3項県補助金であります。1目介護予防事業費交付金は、介護予防事業費の12.5%、2目包括的支援等事業費補助金は、任意事業、包括支援センター運営経費などに対する19.75%の補助金であります。

3目介護保険料上昇緩和特例交付金は、組合が岩手県に拠出し、介護保険財政安定化基金として積み立てた額の一部が交付されたものであり、4目介護保険料上昇緩和支援特例交付金は、介護保険財政安定化基金に岩手県が拠出した額の一部が交付されたものであります。

8款1項1目介護給付費準備基金繰入金は、財源調整のため基金を取り崩し、繰り入れたものであります。

58、59ページになります。

10款1項1目第1号被保険者延滞金は、392件分であります。

2項1目第三者納付金は、交通事故等第三者行為を原因とする介護給付に対する納付金であり、3目雑入は、臨時職員・介護認定調査員の雇用保険料や介護従事者処遇改善臨時特例基金について、残高を国に返還するため取り崩したものとであります。

次に、歳出について申し上げます。

60、61ページをお開き願います。

備考欄に記載の主な内容についてご説明いたします。

1款1項1目総務管理費であります。備考欄、一番上の丸印、介護保険運営協議会委員報酬は、5回の開催に伴うものであります。また、備考欄中ほどになりますが、介護保険法及び住民基本台帳法の一部改正法の施行に伴い、介護保険事務支援システムの改修を行っております。

62、63ページになります。

1款3項1目認定審査費は、介護認定に係る経費でありまして、222回の介護認定審査会を開催し、延べ8,615件の審査判定を行ったところであります。要介護認定申請状況、審査済み認定者数等の状況につきましては、主要な施策の成果に関する報告書35ページをご参照願います。

2款1項1目介護サービス費から、64、65ページの6目特定入所者介護サービス費までは保険給付費であります。平成24年度介護保険事業計画に対する給付実績の進捗率は94.1%となっております。サービス種類別の利用人員、総費用等の詳細につきましては、主要な施策の成果に関する報告書39ページから42ページを参照願います。

3款1項1目基金積立金は、介護給付費準備基金に積み立てたものでありまして、歳入でご説明いたしました財政安定化基金取り崩しによる県交付金も含まれております。

4款1項介護予防事業費は、運動器機能向上、口腔機能向上などの介護予防事業を構成市町に委託し、行ったものであります。

2項包括的支援等事業費は、西部・東部地域包括支援センターにおきまして、総合相談、権利擁護及び虐待相談、それから介護支援専門員への支援、研修会の開催などを行ったところであります。

備考欄の中ほど、包括的支援事業委託料は、医療法人及び社会福祉法人などの20カ所の在宅介護支援センターに委託し、在宅介護等に関する総合相談業務を実施したものであります。

次の行の地域包括支援センター業務委託料にありましては、一関地域の一部、花泉地域、大東・東山地域及び平泉町に係る業務を社会福祉法人3団体に委託いたしまして、四つの地域包括支援センターを設置した経費であります。

66、67ページになります。

この目の備考欄、下の介護支援任意事業構成市町委託料は、介護手当て支給、家族介護用品支給、訪問給食サービスなどを構成市町に委託し、実施したものであります。

6款1項1目諸支出金にありましては、備考欄丸印、介護給付費負担金等返還金は、前年度の

介護給付費等の精算に伴う国県支払基金、構成市町への返還金であります。

次の丸印、過年度保険料還付金にありましては、過誤納金等還付139人分であります。

その下の介護従事者処遇改善臨時特例交付金等返還金は、介護従事者処遇改善臨時特例基金の精算に伴う国への返還であります。

次に、サービス勘定について申し上げます。

70、71ページをお開き願います。

サービス勘定は、西部・東部の地域包括支援センターが所掌する要支援1、2の利用者に係る支援計画、いわゆるケアプランを作成管理する経費となっております。

歳入の1款1項1目介護予防サービス計画費収入は、ケアプラン1件当たり4,120円、初回加算で3,000円で合計8,721件分となっております。

72、73ページをお開き願います。

歳出であります。

1款1項1目介護予防支援事業費は、介護予防支援員を配置し、介護予防サービス計画の策定を行ったところでありますし、備考欄、下から5行目、介護予防サービス計画作成業務委託料は、居宅介護支援事業所にケアプラン作成を委託したものでありまして、5,414件分であります。

以上が、平成24年度一関地区広域行政組合一般会計、特別会計歳入歳出決算であります。

よろしくお願いをいたします。

議長（岩渕一司君） これより質疑を行います。

4番、岩渕善朗君。

4番（岩渕善朗君） 決算書30ページ、3款3項3目舞川清掃センター費のうち、指定廃棄物保管事業費について伺います。

保管している廃棄物の量とセシウムのベクレル量、それから2つ目は、これの保管期間はいつまでか、3つ目は、同様の廃棄物が一関清掃センターにあるはずなんですが、その保管しているセシウムを含む焼却灰の処理、量、それをどのような形で行っているかを伺います。

同じく32ページ、5目東山清掃センター費について、1つ目、大東清掃センターで焼却している汚染牧草を含むごみの焼却灰を廃棄していると承知していますが、大気焼却灰中のセシウムの総量はいくらかをお願いをしたいと思います。

2つ目は、先ほど一般質問の中にも答えありましたが、改めまして、現在焼却を計画している汚染牧草のほかに、今後、市から要請があれば汚染物質の焼却を続け、焼却灰の廃棄を続けるのかを伺います。

3つ目、汚染焼却灰の覆土の量が大量に必要な必要がありますが、今後、汚染牧草の焼却を進めれば処分場の容量に不安があります。この処分場の使用期間はいつごろまでか、また、これがいっぱいになったときの代替えの計画はあるのかを伺います。

以上、最初の質問とします。

一問一答でお願いします。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 岩渕善朗議員の質問にお答えをいたします。

まず、指定廃棄物の保管量についてであります。平成23年12月までに発生いたしました1キログラム当たり8,000ベクレルを超える飛灰については、環境省のモデル事業といたしましてセメント固化し、固化物として154個処理いたしました。現在は舞川清掃センターにおいて、固化

物の下部にベントナイトシートを敷設し、上部は遮水シートで覆い、安全に十分留意して保管しております。なお、固化物のセシウムの量は、1キログラム当たり8,300ベクレルから3万ベクレルとなっております。

次に、指定廃棄物の保管期間についてであります。国による最終処分を行うまでの間は、処理施設の管理者が放射性物質汚染対処特別措置法に従って保管することとなりますことから、現時点では保管期間については確定しておりません。舞川清掃センター施設内では、同法に基づき週1回、空間線量率の測定、排水については月1回の測定を行い、安全性の確認をした上でホームページなどで測定結果をお知らせをしているところであります。

なお、空間線量は、測定開始以降、徐々に減少している状況にあり、7月18日の測定結果では、敷地境界南で毎時0.13マイクロシーベルトとなっております。また、放流水についてはすべて不検出となっております。

次に、一関清掃センターにおける飛灰の保管場所についてであります。一関清掃センターにおける平成24年度末の指定廃棄物の発生量は、フレコンバックで89袋となっており、それらは遮水性及び放射線量の遮蔽効果のあるコンクリートボックスにより、外部に影響のない状態で保管しております。一関清掃センターにおきましても、週1回の空間線量率の測定をしながら安全を確認しているところであり、ホームページなどでお知らせをしているところであります。

なお、空間線量は、測定開始以降、徐々に減少している状況にあり、7月18日の測定結果では、敷地内の指定廃棄物保管場所において、毎時0.18マイクロシーベルトとなっております。

次に、東山清掃センターにおける焼却灰のセシウムの総量についてであります。汚染牧草の焼却を開始した平成24年2月6日から平成25年6月30日の汚染牧草の焼却量は1,456トンであります。セシウム濃度を1キログラム当たり5,600ベクレル以下にするため一般ごみと混焼を行っていることから、発生した焼却灰は1,582トンとなっております。焼却灰の搬出時に測定したセシウム濃度から計算いたしますと、焼却処理開始以降の焼却灰中のセシウムの総量は約30億5,600万ベクレルであり、平均すると1キログラム当たり1,931ベクレルとなります。ただし、放射性セシウムは時間経過とともに減少することから、実際にはこの計算値よりも下がっているものと考えております。

なお、東山清掃センターの空間放射線量は徐々に低下しているところであり、7月23日の測定結果では、最高値が施設境界北側で毎時0.167マイクロシーベルト、最低値が埋め立て場所で毎時0.069マイクロシーベルトとなっているところであります。

次に、牧草以外の汚染物の焼却についてであります。放射性物質に汚染された牧草の焼却については、当初計画しておりました1,613トンの焼却が9月初旬には終了する見込みとなっております。暫定許容値が変更されたことにより、新たに発生した4,925トンの汚染牧草につきましては、約5年をかけて焼却処理を行う計画としており、大東清掃センター及び東山清掃センター周辺住民の方々に説明を申し上げているところであります。汚染牧草以外の焼却や埋め立て処理を行うことは、考えていないことを住民説明会で説明しているところであります。

次に、東山清掃センターの今後の処理可能量についてであります。平成21年度に実施いたしました最終処分場精密機能検査の時点では、当施設の埋め立て残余容量は4万1,483立方メートルとなっており、過去の埋め立て量データに基づき年間埋め立て量を2,593立方メートルと仮定いたしますと、平成37年度まで使用が可能であると見込んでいたところであります。その後、震災瓦れき等の受け入れや牧草焼却に伴う覆土量の増加があったことから、年間埋め立て量を見直

し、現時点では使用可能年次を平成35年と見込んでおりますが、より正確な残余容量を算出するため、今年度、精密機能検査を実施しており、年内には検査結果が出る見込みとなっております。

議長（岩渕一司君） 4番、岩渕善朗君。

4番（岩渕善朗君） 指定廃棄物の保管期間なんですが、確定をしていないという話なんですが、確定をしていないというような形で物事を進めているので、例えば一関清掃センターで保管している指定廃棄物の処理ができない、要するに舞川清掃センター付近の住民の理解が得られないと、このように思っているんですが、いずれ清掃センターのその地区で保管をしているということは大変なリスクを伴うと私は思っているんですが、これについてはどのようにお考えかを伺います。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君君） 一関清掃センターで保管しているためにリスクを伴うのではないかなというようにご質問だったかと思います。先ほどご説明申し上げましたとおり、コンクリートボックスに入れて保管しております。そういったことから、溶出等の懸念が今のところありませんし、空間線量率につきましても、その周辺と変わらない状況であります。そういった観点からいたしまして、一関清掃センターで働いている方々に対しましても影響はないものというふうに理解してございます。

議長（岩渕一司君） 4番、岩渕善朗君。

4番（岩渕善朗君） コンクリートボックスに入れておいたということで影響ないという話なんですが、その他、一関清掃センターでは、普通一般ごみの焼却については放射能の検査をしていると思いますが、それについてはどのような状況になっているかをお願いをしたいと思います。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君君） 一関清掃センターにおきましての一般ごみそのものの放射性セシウム濃度の測定は行っていないところであります。したがって、一般ごみを焼却した結果である焼却灰のセシウム濃度、それのみで管理をしているというふうな状況にあります。

議長（岩渕一司君） 4番、岩渕善朗君。

4番（岩渕善朗君） この指定廃棄物が出てきたということは、一般ごみとして燃やして、結果的に指定廃棄物ができたと、こう理解してよろしいんですか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君君） 一関清掃センターの焼却形式は、ストーカ方式となっております。そういったことから、焼却灰につきましては主灰と飛灰に分かれるというふうな、そういった特性を持っております。中でも、飛灰につきましては、主灰よりも格段に高い放射性セシウム濃度になるというような炉の特殊性がございます。そういったことから、どうしても8,000ベクレルを超えるような、1キログラム当たり8,000ベクレルを超えるような飛灰が発生するという炉の特性を持っております。

議長（岩渕一司君） 4番、岩渕善朗君。

4番（岩渕善朗君） 先ほどの質問の中で、普通の一般ごみで放射能の測定をしていないという答えだったんですね。今、答えたのは一般ごみを燃やした結果が8,000ベクレルを超えたということでしょう。何で今出てこないんですか。今、なぜ焼却灰の中に放射能が含まれていないんですか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君君） 先ほど若干説明が漏れたかもしれませんが、一部その事業系とい

いますか、枯草とか枯れ枝とか、そういった部分についても一関の場合は特にも一般ごみとして出されるケース、そういったものがございます。そういった量が多かったというふうなこともございますし、あとは当初、公園とかそういったところからもごみとして受け入れていたというふうな経緯がございます。放射性セシウム濃度が高いというふうなことが、焼却灰のですね、放射性セシウム濃度が高いというふうなことがわかってからは、そういった部分の受け入れ制限をしているという部分も一つございます。それから、経年変化による放射性セシウムの減衰、これについても大きな要因であるというふうに分析をしております。

議長（岩渕一司君） 4 番、岩渕善朗君。

4 番（岩渕善朗君） 実は、本当は時々測っていただきたいんですよ。例えば、シイタケのほだ場では平均の2,163ベクレルの放射能が含まれているという話で除染していたわけですね。そういう形で、現実にも今、この地にあるわけなんですね。一般ごみの中でも多分含まれていると思うんですよ。全然測っていないというのは、これは問題だなと思っています。それをひとつ、お願いをしたいと思います。

それから、減衰という話がありますけれども、例えば東山清掃センター、30億ですか、30億という数字は私ちょっと見当がつかないんですが、仮に30億5,600万ベクレルの総量の焼却灰がそこに入っているわけですね。セシウムは半分が30年の減衰期なんですね。100年たつて8%残るとか12%残るとか、そういう数字が踊っています。どこが本当なのかは確たるところは私は理解をしていませんが、それでもなおかつ1割前後の放射能は減衰しないと、100年たつてですよ。そういう形の中で、今、想定していない、放射能を含まれる焼却灰を廃棄する想定をしていない施設に今やっているわけなんですね。廃棄しているわけですよ。この点については、どうお考えかお伺いします。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） ただいまご指摘いただいたとおり、東山清掃センターを建設するときには、放射性セシウム、そういった放射性物質を埋め立てることを想定した施設ではないというふうなことでありますけれども、全くそのとおりだったというふうに思います。そういった中で、焼却灰の埋め立てについては、当然国として新たな最終処分場における埋め立て方法についてのガイドライン、そういったものを示されてございますので、それに従った処理をしているというふうなことでございます。

なお、想定外のことも考えられますことから、国からは示されておりましたけれども、排水処理施設といいますか、そこにゼオライト槽を設けまして、万が一の部分に対処するようにゼオライト槽を設置しているものでございます。

議長（岩渕一司君） 4 番、岩渕善朗君。

4 番（岩渕善朗君） 最近の新聞報道、いっぱい東電の話が出ます。放射性の含まれる水の漏れですね、そういうのがどんどん、どんどん出てきていますね。こういう報道があるたびに多分、川崎の住民の皆さんは不安になると思うんですよ。同じパターンで、確かに想定できることはやっていますよと言っているんですが、想定できないことというのはあるんですよ。今までつくっていた施設、そのまま置いておくというのは、私は無理があると思っています。これをある程度、新たにこれを置くことによってそれを安全にさせるための手段は何かないか、こういう考え方をしていただきたいなと思っているんですが、これについてはいかがでしょうか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 基本的には、国のガイドラインにのっとった処理をしていくというのが大前提というふうに考えているところでございます。その放射性セシウムを想定していなかったのではないかとこの部分のご指摘があります。新たな国からの処理方法、あるいは知見、そういったものが出てきた場合については、当然そういったところにのっとって進めて、より安全に埋め立て処理を進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（岩渕一司君） 4番、岩渕善朗君。

4番（岩渕善朗君） その国が本腰を入れていないというのが今の一関の現状なんですね。汚染牧草しかり畦畔草しかり排水の泥の問題しかり、国がきちんとしていないんですね。国のガイドラインがあまりあてにならないから心配している、これでは言い過ぎかと思いますが、そういうことなんです。そういう不安がある中で、市として、この組合として、どういうことができるかというのを真剣に考えていただきたいと思います。

次に、今後、市から要請あっても汚染物質の焼却を続けないと、今度の牧草以外はしませんよと、考えていないという回答でございますが、考えていないということは考え直すこともあるんですが、絶対しないという答えは出てきていませんか。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） いずれ、一関市からは4,925トンの汚染牧草以外、焼却依頼はしないというふうに聞いてございます。

議長（岩渕一司君） 4番、岩渕善朗君。

4番（岩渕善朗君） 日本にはいい言葉がありまして、君子は豹変するという言葉があるんですね。時々、言っていることとやっていることが違うことがあります。ひとつ、はっきりと住民の不安を解消するためにも、あとは絶対やりませんよと改めてお願いをします。

議長（岩渕一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） ただいまご指摘がありましたとおり、改めて4,925トンの牧草以外は焼却しないことといたしております。

議長（岩渕一司君） 4番、岩渕善朗君。

4番（岩渕善朗君） 大変申し訳ないんですが、26日に大変な被災し、水害の被害があります。その中で、被災された方々の廃棄物の処理の問題があります。これを質問したいと思うんですが、許可をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（岩渕一司君） 質疑に当たりましては、事前通告を原則としておりますので、今後は事前に通告されるようにお願いします。

岩渕善朗議員に申し上げますが、事前通告ですので、通告以外についてはできませんので、ご了承ください。

以上で、岩渕善朗君の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩渕一司君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、認第2号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(岩淵一司君) 起立満場。

よって、認第2号は、認定されました。

次に、認第3号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(岩淵一司君) 起立満場。

よって、認第3号は、認定されました。

議長(岩淵一司君) 日程第7、議案第8号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者(田代善久君) 議案第8号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の改正に伴い、介護保険料の延滞金の利率の引き下げをするなど、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長(岩淵一司君) 佐藤事務局長。

事務局長(佐藤好彦君) 議案第8号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

参考資料の新旧対照表でご説明申し上げます。

第10条の改正は、文言の整理を行うものです。

附則第2条は、地方税法の改正に伴い延滞金の利率の引き下げを行おうとするものであります。現行の14.6%の割合につきましては、特例基準割合に7.3%を加算した割合に、納期限後1カ月以内の本則7.3%の割合につきましては、特例基準割合に1%を加算した割合にそれぞれ引き下げられることとなります。

特例基準割合とは、国内銀行の貸し出し約定平均金利の前々年10月から前年の9月までにおける平均に1%を加算した割合を言うものであります。

議案にお戻り願います。

附則でございますが、この条例の施行期日は、平成26年1月1日からとするものであり、改正後の延滞金の特例の規定については、同日以後の期間に対応するものに適用するものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

議長(岩淵一司君) これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(岩淵一司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(岩淵一司君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第8号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(岩渕一司君) 起立満場。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議長(岩渕一司君) 日程第8、議案第9号、平成25年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第1号)から日程第9、議案第10号、平成25年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第1号)まで、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者(田代善久君) 議案第9号、平成25年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、職員給与費の減額及び平成24年度決算剰余金の計上など、所要の補正をしようとするものであります。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正額は、1億6,896万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億2,617万4,000円といたしました。

2ページをお開き願います。

目的別補正額は第1表のとおりで、歳出につきましては総務費1億8,047万9,000円を増額し、衛生費1,151万6,000円を減額いたしました。

また、歳入につきましては、財産収入33万8,000円、繰入金519万5,000円、繰越金1億7,534万4,000円を増額し、分担金及び負担金1,191万4,000円を減額いたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、3ページをお開き願います。

議案第10号、平成25年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成24年度の一関地区広域行政組合介護保険特別会計における決算に伴い、事業勘定において、職員給与費の減額及び介護給付費の精算並びに介護給付費準備基金への積み立てを行うため、また、サービス勘定において、一般会計繰出金の増額など、所要の補正をしようとするものであります。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の補正額は4億6,778万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を138億5,272万8,000円といたしました。

サービス勘定にありましては、歳入歳出予算の補正額は519万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,116万1,000円といたしました。

5ページをお開き願います。

事業勘定の目的別補正額は第1表のとおりで、歳出につきましては、基金積立金2億9,720万7,000円、地域支援事業費2万9,000円、諸支出金1億7,300万6,000円を増額し、総務費245万4,000円を減額いたしました。

また、歳入につきましては、4ページになりますが、国庫支出金2,599万3,000円、財産収入94

万円、繰越金 4 億 4,328 万円を増額し、分担金及び負担金 242 万 5,000 円を減額いたしました。

6 ページをお開き願います。

サービス勘定の目的別補正額は第 1 表のとおりで、歳出につきましては、諸支出金 519 万 5,000 円を増額いたしました。

また、歳入につきましては、繰越金 519 万 5,000 円を増額いたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

議 長（岩淵一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君君） 議案第 9 号、平成 25 年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）について、補足説明を申し上げます。

予算書 8 ページをお開き願います。

歳入であります。

1 款 1 項 1 目総務費分担金及び 2 目衛生費分担金は、一般職の職員の給料の特例措置の実施に伴う給料の減額措置等の相当額を、構成市町の分担金から減額するものであります。

4 款 1 項 2 目利子及び配当金は、今回の補正において積み立てる財政調整基金の利子を見込むものであります。

6 款 2 項 1 目介護保険特別会計繰入金は、介護保険特別会計サービス勘定からの繰入金であり、9 ページになりますが、7 款 1 項 1 目繰越金は、一般会計の前年度からの繰越金を見込んだものであり、いずれも財政調整基金へ積み立てるものであります。

10 ページをお開き願います。

歳出であります。

2 款 1 項 1 目総務管理費から 3 款 4 項 2 目川崎清掃センター費における職員給与費につきましては、一般職の職員の給料の特例措置に伴う給料の減額及び共済負担金率の改定等により、職員給与費の調整を行うものであります。

2 款 1 項 1 目の財政調整基金積立金は、一般会計の前年度繰越金及び介護保険特別会計サービス勘定の前年度繰越金などを財政調整基金に積み立てしようとするものであります。

13 ページ以降につきましては、給与費明細書となりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、議案第 10 号、平成 25 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、補足説明を申し上げます。

まず、事業勘定であります。

17 ページをお開き願います。

事項別明細書の歳出、2 款保険給付費であります。第 1 表、歳入歳出予算補正でも補正額を空欄で表示しておりますが、国県支出金の財源振替があるため補正額なしではありますけれども、この款を表示いたしております。

18 ページになります。

歳入であります。

2 款 1 項 1 目介護保険事業費分担金は、一般会計と同様に、給料の減額措置等の相当額を、構成市町の分担金から減額するものであります。

4 款 1 項 1 目介護給付費負担金は、平成 24 年度事業の精算による国庫負担金の追加交付を見込んだものであります。

7 款 1 項 1 目利子及び配当金は、今回の補正において積み立てる介護給付費準備基金の利子を

見込むものであり、9款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金を見込んだものであり、構成市町への精算返還金等を除き介護給付費準備基金へ積み立てるものであります。

19ページをお開き願います。

歳出であります。

1款1項1目総務管理費及び4款2項1目交付金事業費における職員給与費は、一般会計同様、給料の特例措置等による職員給与費の調整を行うものであります。

2款1項1目介護サービス費は、国からの介護給付費負担金の交付に伴い、一般財源から特定財源へ財源振替を行うものであります。

3款1項1目基金積立金は、事業勘定における前年度繰越金から介護給付費等の精算返還金等を控除した額を積み立てしようとするものであります。

20ページをお開き願います。

6款1項1目諸支出金は、平成24年度介護保険事業の確定による精算に基づき返還しようとするものであります。返還金区分につきましては、説明欄記載のとおりであります。

次に、サービス勘定であります。

22ページをお開き願います。

歳入につきましては、3款1項1目繰越金において、サービス勘定の前年度繰越金を見込んだものであります。

歳出につきましては、2款1項1目の一般会計繰出金において、前年度繰越金を財政調整基金に積み立てするため、一般会計に繰り出しするものであります。

23ページ以降につきましては、給与費明細書となりますので、お目通しをお願いいたします。

以上であります。

よろしくお願い申し上げます。

議長（岩淵一司君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩淵一司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩淵一司君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

まず、議案第9号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩淵一司君） 起立多数。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩淵一司君） 起立多数。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議長（岩渕一司君） 以上で議事日程の全部を議了しました。

管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 第22回一関地区広域行政組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきまして、平成24年度決算、介護保険条例の一部を改正する条例の制定及び平成25年度補正予算について慎重審議をいただき、ご賛同を賜りましたことに対しまして、まずもって御礼を申し上げたいと思います。

本定例会で賜りました牧草焼却に関する課題、それからごみ焼却施設の整備に関する問題、そして、介護保険制度に対する貴重なご意見、ご提言等をいただきました。これらにつきましては、今後の組合運営に資してまいりたいと考えております。

今後とも、議員各位の一層のご指導を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たりましてのごあいさつをさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（岩渕一司君） 第22回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

初めに、今般の大雨災害により被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

広域行政組合議会といたしましては、当局と連携し、一日も早い復旧に向けて、その役割をしっかりと果たしてまいります。

今定例会は、平成24年度一般会計及び介護保険特別会計決算など6件の議案について、終始活発な審議をいただき、すべて議決決定を見るに至りました。これもひとえに、議員各位のご協力と管理者を初め職員の皆様の誠意ある対応によるものと敬意を表するとともに、衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

今定例会の会期は1日ではありましたが、議員各位におかれましては、一般質問、議案審議を通じて、直面する課題について当局の考えをただし、議論を深めていただき、当局からは明確な答弁、方針をお聞きすることができ、広域行政組合の目的がしっかりと果たされていることを確信した次第であります。

また、平成24年度一般会計及び介護保険特別会計決算につきましては、ともに実質収支が黒字であり、広域行政組合の運営は順調に推移されており、管理者を初め職員の皆様に対して感謝を申し上げる次第であります。

広域行政組合は、衛生事業、介護保険事業とまさに住民生活に密着した業務を遂行しておりますが、さらに福島第一原子力発電所の事故によってもたらされた放射能汚染牧草の焼却処分にも、地域住民の皆様のご理解をいただき対応していただいているところでございます。広域行政組合の業務は住民生活に密着しているからこそ、市民、町民皆様のご理解、ご協力が不可欠であり、そのためにも組合議会、当局が一致団結して説明責任を果たすとともに、不断の努力の重要性を改めて痛感した次第であります。

結びに、今議会の運営にご協力を賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に改めて感謝を申し上げ、今定例会閉会に当たってのあいさつといたします。

議長（岩渕一司君） 以上をもって、第22回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後4時06分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 岩 渕 一 司

一関地区広域行政組合議会議員 千 田 恭 平

一関地区広域行政組合議会議員 橋 本 周 一